

令和 6 年笛吹市議会

第 1 回定例會議案

笛 吹 市

令和6年笛吹市議会第1回定例会会期日程

○会期：令和6年2月20日（火）～3月21日（木） 31日間

| 月 日 | 曜日 | 会議名等 | 開議時間 | 議事等 |
|-------|----|---------|----------|--------------------------|
| 2月13日 | 火 | 議会運営委員会 | 午前9時30分 | ・会期日程等協議 |
| | | 全員協議会 | 午前10時30分 | |
| 2月20日 | 火 | 本会議 | 午後1時30分 | ・市長施政方針・提出議案説明 |
| 21日 | 水 | 休会 | | |
| 22日 | 木 | 休会 | | |
| 23日 | 金 | 休会 | | |
| 24日 | 土 | 休会 | | |
| 25日 | 日 | 休会 | | |
| 26日 | 月 | 休会 | | |
| 27日 | 火 | 休会 | | |
| 28日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | ・議案に対する質疑及び代表質問 |
| 29日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | ・議案に対する質疑及び一般質問・付託 |
| 3月1日 | 金 | 休会 | | |
| 2日 | 土 | 休会 | | |
| 3日 | 日 | 休会 | | |
| 4日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | ・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日) |
| 5日 | 火 | 休会 | 午前9時 | 常任委員会・付託事件審査 |
| 6日 | 水 | 休会 | 午前9時 | 常任委員会・付託事件審査 |
| 7日 | 木 | 休会 | | 常任委員会(予備日) |
| 8日 | 金 | 休会 | | |
| 9日 | 土 | 休会 | | |
| 10日 | 日 | 休会 | | |
| 11日 | 月 | 議会運営委員会 | 午前10時 | |
| | | 全員協議会 | 午前11時 | |
| | | 本会議 | 午後1時30分 | ・委員会審査報告・討論・採決 |
| 12日 | 火 | 休会 | 午前9時 | 常任委員会 ・付託事件審査(当初予算) |
| 13日 | 水 | 休会 | 午前9時 | 常任委員会 ・付託事件審査(当初予算) |
| 14日 | 木 | 休会 | 午前9時 | 常任委員会 ・付託事件審査(当初予算) |
| 15日 | 金 | 休会 | | 常任委員会(予備日) |
| 16日 | 土 | 休会 | | |
| 17日 | 日 | 休会 | | |
| 18日 | 月 | 休会 | | |
| 19日 | 火 | 休会 | | |
| 20日 | 水 | 休会 | | |
| 21日 | 木 | 議会運営委員会 | 午前10時 | |
| | | 全員協議会 | 午前11時 | |
| | | 本会議 | 午後1時30分 | ・委員会審査報告・討論・採決 |

目 次

- 報告第1号 学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について
- 議案第1号 笛吹市障がい者基本条例の制定について
- 議案第2号 笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第3号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 議案第6号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
- 議案第8号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 議案第9号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 笛吹みんなの広場条例の一部改正について
- 議案第12号 笛吹市営住宅条例等の一部改正について
- 議案第13号 笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第14号 笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について
- 議案第15号 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第16号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 議案第17号 笛吹市消防手数料条例の一部改正について
- 議案第18号 笛吹市ふれあいの家条例の廃止について
- 議案第19号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第9号)について
- 議案第20号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

- 議案第21号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 議案第22号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第23号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第24号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第25号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第26号 令和6年度笛吹市一般会計予算について
- 議案第27号 令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第28号 令和6年度笛吹市介護保険特別会計予算について
- 議案第29号 令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
- 議案第31号 令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
- 議案第32号 令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第33号 令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第34号 令和6年度笛吹市稻山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第35号 令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第36号 令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第37号 令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第38号 令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第39号 令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第40号 令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理特別会計予算について
- 議案第41号 令和6年度笛吹市水道事業会計予算について
- 議案第42号 令和6年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について

- 議案第43号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
- 議案第44号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
- 議案第45号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第46号 市道の廃止について
- 議案第47号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

令和 6 年 2 月 20 日 提出

笛吹市長 山 下 政 樹



報告第1号

学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について
笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱の規定により、学校給食費を滞納している9名に対する支払督促を求める訴訟の提起を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

提起内容

学校給食費を滞納している者9名について、次のとおり支払督促を求める訴訟を甲府簡易裁判所に対して行った。

滞納者1 滞納額 22,410円

滞納者2 滞納額 19,430円

滞納者3 滞納額 26,390円

滞納者4 滞納額 2,320円

滞納者5 滞納額 26,100円

滞納者6 滞納額 8,990円

滞納者7 滞納額 53,940円

滞納者8 滞納額 3,840円

滞納者9 滞納額 25,810円

合計9名 189,230円

(※個人が特定される情報は記載しません)

議案第1号

笛吹市障がい者基本条例の制定について
笛吹市障がい者基本条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市障がい者基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 障がい理解の啓発(第9条)

第3章 障がいを理由とする差別の解消(第10条—第13条)

第4章 障がいのある人に対する虐待の禁止(第14条・第15条)

第5章 情報保障及びコミュニケーションに関する合理的配慮(第16条—第18条)

第6章 生涯にわたる障がいのある人への支援体制の整備(第19条)

第7章 補則(第20条)

附則

障がい者にとって優しいまちは、誰にとっても優しいまちである。誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現のためには、市民、事業者及び行政が協働して施策を実施する必要がある。地域で障がいのある人とない人が共生するためには、障がいのある人が「障害」と感じるような社会的障壁を取り除く必要があり、これは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念によるところである。

加えて、障がい者が施策の実現に参画するためには、情報保障は必須であり、行政は、様々な障がい特性に応じた情報保障の手段を講ずる責務を有する。また、手話は、平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約において、「手話=言語」であることが明記され、障害者基本法においても手話は言語であることが認められている。手話の普及及び理解を促進するためには、誰もが幼少期から手話をコミュニケーション手段の一つとして認識する必要がある。障がいの有無や障がい種別にかかわらず、全ての人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指すためには、手話のみならず、障がい者の特性に応じた意思疎通の手段を保障することが必要不可欠である。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の自立及び社会参加を促進し、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人として尊重さ

れ、互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、その基礎となる理念や原則を明らかにした基本的な規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいについての理解(以下「障がい理解」という。)を深め、差別のない人権尊重の地域社会づくりを実現するため、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、もって障がいのある人が地域社会を構成する一員として地域におけるあらゆる分野の活動に参画できる地域共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 市民 障がいの有無や年齢にかかわらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動する全ての人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人、法人及びその他の団体をいう。
- (4) 障害福祉サービス提供事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条で規定する障害福祉サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 地域社会 障がいのある人が生活の場とする身近な地域での人々から成る集合体のことをいう。
- (6) 地域共生社会 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、身近な地域で共に生きることができる社会のことをいう。
- (7) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (8) 合理的配慮 障がいのある人が、現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障がいのある人が障がいのない人と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会

通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障がいのある人の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更、調整等の措置を行うことをいう。

- (9) 障がいのある人に対する虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待をいう。
- (10) 情報保障 障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信することができる機会を確保することをいう。
- (11) コミュニケーション 日常生活又は社会生活を営む上で必要となる、人と人との間で行われる情報、知覚、感情、思考及び意思の伝達並びに交流をいう。
- (12) コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、絵図、代用音声(咽頭摘出等により使用するものをいう。)、意思伝達装置、電子計算機等の情報通信機器その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションの補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーションの用に供するものをいう。
- (13) コミュニケーション支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者、代読又は代筆を行う者、朗読者、ガイドヘルパー等障がいのある人へのコミュニケーションの補助を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 地域共生社会づくりの実現のための施策は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、その個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を發揮する機会が確保されること。
- (2) 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に当たっては、個人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障がいのある人が、障がいを理由とする差別的取扱いを受けないこと。
- (4) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定とともに参画する機会を確保されること。
- (5) 全ての市民が、障がい及び障がいのある人に関する理解を深め、互いの意思を尊重すること。
- (6) 障がいのある人が、情報の取得及び利用並びに他者との意思疎通を図

ることができ、その手段について選択することができる。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた障がい福祉の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、基本理念に対する市民の理解を深めるため、障がい理解に関する取組を行わなければならない。
- 3 市は、障がい福祉の推進に当たり、障がいのある人及びその家族並びに関係団体等の意見を尊重しなければならない。
- 4 市は、障がい福祉の推進に当たり、市民及び事業者のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、障がい理解を深めるとともに、市が実施する施策及び市民自ら企画する障がい理解を推進する活動に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

- 2 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明のため、障がいのある人である市民は、障がいのない人である市民に自らの障がい特性について理解してもらえるよう努めなくてはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業を行うに当たっては、障がい理解を深めるとともに、市が実施する取組及び施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、障がい福祉に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し障がい理解に関する啓発を行うとともに、障がいのある人と障がいのない人が共生できる職場環境づくりに努めなければならない。

(政策立案過程及び意思決定の場への参画の機会の確保)

第7条 市は、政策の企画、立案及び決定において、障がいのある人が協働して参画する機会を確保しなければならない。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい福祉の推進の視点を盛り込むよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市は、施策及び取組を推進するため、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障がい理解の啓発

(障がい理解に関する施策の実施)

第9条 市は、障がい理解を深めるため、障がい理解に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

2 市は、障がいのある人と障がいのない人が交流する機会を確保し、障がいのある人が自ら発信する機会の提供に努めるものとする。

第3章 障がいを理由とする差別の解消 (差別の禁止)

第10条 何人も、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置等必要な体制の整備を図るものとする。

3 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障がいのある人の権利擁護)

第11条 市は、障がいのある人の障害福祉サービスの利用に際しては、障がいのある人及びその家族の意思決定が反映されるよう配慮しなければならない。

2 障害福祉サービス提供事業者は、障がいのある人の障害福祉サービスの利用に際しては、障がいのある人及びその家族の意思決定の支援の実施に努めなければならない。

3 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者が意思決定の支援の推進に必要な情報の提供、相談、助言等を行うための体制を整備しなければならない。

(社会的障壁の除去)

第12条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供を行わなければならぬ。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供を行わなければならない。

3 市は、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を行うために必要な支援の実施に努めなければならない。

4 市は、前2項の実施に当たり、必要な情報の収集、整理及び提供を行うよ

う努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

第 13 条 合理的配慮の提供は、障がいのある人が、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行わなければならぬ。

第 4 章 障がいのある人に対する虐待の禁止

(虐待防止に関する啓発)

第 14 条 市は、関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

(虐待の早期発見)

第 15 条 市は、関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備しなければならない。

- 2 市は、障がいのある人に対する虐待を防止するため、都道府県及び関係機関と相互に連携を図りながら、協力しなければならない。
- 3 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいのある人に対する虐待を防止するために必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備しなければならない。

第 5 章 情報保障及びコミュニケーションに関する合理的配慮

(情報保障及び情報保障に対する理解促進)

第 16 条 市は、障がいのある人の知る権利及び教育を受ける権利を保障するため、情報保障に必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、障がいのある人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、情報保障によって確保された機会の利用の促進に努めるものとする。
- 3 市は、障がいのある人の情報保障の手段が、障がいの種別又は状態等に応じて多様であることに鑑み、市民及び事業者に対し、情報保障の手段についての理解を促進するよう努めなければならない。

(コミュニケーションに関する合理的配慮)

第 17 条 市は、障がいのある人が情報保障を受けるための体制を整備するとともに、コミュニケーション支援従事者と連携し、コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。

- 2 市は、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーション手段の利用について、障がいの特性に応じた支援の提供に努めるものとする。

(手話通訳者の確保等)

- 第18条 市は、聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人が情報保障を受ける体制を確保するため、市に手話通訳者を設置するものとする。
- 2 市は、市に設置する手話通訳者の心身の健康に配慮し、業務の特性に応じた健康診断を定期的に実施する等の健康の保持及び増進に必要な対策を講じなければならない。
- 3 市は、聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人が情報保障を受ける体制を確保するため、手話通訳を行う者の養成及び資質の向上を図るものとする。

第6章 生涯にわたる障がいのある人への支援体制の整備 (生涯にわたる障がいのある人への支援体制の整備)

- 第19条 市は、障がいのある人が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備を行わなければならない。

第7章 補則 (委任)

- 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、継続的な障害福祉施策を行うため、障がい者基本条例の制定が必要である。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第2号

笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)の規定に基づき、笛吹市農業集落排水事業(以下「農業集落排水事業」という。)の設置、経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図るため、農業集落排水事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 農業集落排水事業の排水区域、処理人口及び1日最大処理能力は、次の表のとおりとする。

| 排水区域 | 処理人口 | 1日最大処理能力 |
|-----------------|------|-----------|
| 笛吹市芦川町上芦川区域 | 310人 | 84立法メートル |
| 笛吹市芦川町新井原・中芦川区域 | 490人 | 132立法メートル |
| 笛吹市芦川町鶯宿区域 | 280人 | 76立法メートル |

(組織)

第5条 農業集落排水事業の運営に係る事務を処理するため、公営企業部に業務課、企業会計課及び下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係る

ものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(笛吹市特別会計条例の一部改正)

2 笛吹市特別会計条例(平成16年笛吹市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(経過措置)

- 3 改正前の笛吹市特別会計条例の規定による農業集落排水特別会計の令和 6 年 5 月 31 日までの収入、支出及び決算に関しては、この条例の施行後においても、なお従前の例による。

(笛吹市農業集落排水施設条例の一部改正)

- 4 笛吹市農業集落排水施設条例(平成 18 年笛吹市条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、笛吹市農業集落排水施設(以下「施設」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

提案理由

農業集落排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するため、新たに条例の制定等を行う必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

笛吹市特別会計条例(平成16年笛吹市条例第60号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) 介護保険特別会計 介護保険事業 (3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(4) 笛吹市境川観光交流センター特別会計 笛吹市境川観光交流センター事業</p> <p>(5) 森林経営管理特別会計 森林経営管理事業</p> <p>(6) 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(7) 大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(8) 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(9) 牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(10) 大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(11) 崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(12) 名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(13) 春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業 (2) 介護保険特別会計 介護保険事業 (3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業</p> <p>(4) 農業集落排水特別会計 農業集落排水事業</p> <p>(5) 笛吹市境川観光交流センター特別会計 笛吹市境川観光交流センター事業</p> <p>(6) 森林経営管理特別会計 森林経営管理事業</p> <p>(7) 黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(8) 大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(9) 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(10) 牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(11) 大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(12) 崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(13) 名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> <p>(14) 春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護事業</p> |

(14) 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護
事業

(15) 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計 恩賜林保護
事業

笛吹市農業集落排水施設条例(平成18年笛吹市条例第72号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、笛吹市農業集落排水施設(以下「施設」という。の 管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> | <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 農業用排水の水質保全及び集落における生活環境の向上を図る ため、笛吹市農業集落排水施設(以下「施設」という。)を設置する。</u></p> |

議案第3号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市
条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(一)

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|--------------|----|--------------|
| | 号給 | 給料月額 | | 給料月額 |
| 1 | | 円 162,100 | | 円 208,000 |
| 2 | | 163,200 | | 209,700 |
| 3 | | 164,400 | | 211,400 |
| 4 | | 165,500 | | 212,900 |
| 5 | | 166,600 | | 214,400 |
| 6 | | 167,700 | | 216,200 |
| 7 | | 168,800 | | 217,900 |
| 8 | | 169,900 | | 219,600 |
| 9 | | 170,900 | | 221,100 |
| 10 | | 172,300 | | 222,600 |
| 11 | | 173,600 | | 224,100 |
| 12 | | 174,900 | | 225,600 |
| 13 | | 176,100 | | 226,800 |
| 14 | | 177,600 | | 228,200 |
| 15 | | 179,100 | | 229,600 |
| 16 | | 180,700 | | 231,000 |
| 17 | | 181,800 | | 232,400 |

| | | | |
|----|--|---------|---------|
| 18 | | 183,200 | 234,000 |
| 19 | | 184,600 | 235,500 |
| 20 | | 186,000 | 236,900 |
| 21 | | 187,300 | 238,100 |
| 22 | | 189,600 | 239,700 |
| 23 | | 191,800 | 241,200 |
| 24 | | 194,000 | 242,600 |
| 25 | | 196,200 | 243,600 |

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

| 職務の級 号給 | 1級 | | 2級 | |
|------------|------|---------|------|---------|
| | 給料月額 | 円 | 給料月額 | 円 |
| 1 | | 147,100 | | 200,200 |
| 2 | | 148,100 | | 201,200 |
| 3 | | 149,100 | | 202,200 |
| 4 | | 150,100 | | 203,000 |
| 5 | | 151,200 | | 203,700 |
| 6 | | 152,300 | | 205,200 |
| 7 | | 153,400 | | 206,500 |
| 8 | | 154,400 | | 207,600 |
| 9 | | 155,300 | | 208,900 |
| 10 | | 156,400 | | 209,600 |
| 11 | | 157,500 | | 210,400 |
| 12 | | 158,600 | | 211,100 |
| 13 | | 159,500 | | 212,200 |
| 14 | | 160,600 | | 213,100 |
| 15 | | 161,800 | | 214,000 |
| 16 | | 162,900 | | 214,800 |
| 17 | | 164,000 | | 215,700 |
| 18 | | 165,400 | | 216,700 |
| 19 | | 166,700 | | 217,600 |
| 20 | | 167,900 | | 218,500 |

| | | | |
|----|--|---------|---------|
| 21 | | 169,000 | 219,200 |
| 22 | | 170,200 | 220,000 |
| 23 | | 171,400 | 220,800 |
| 24 | | 172,600 | 221,400 |
| 25 | | 173,700 | 222,100 |
| 26 | | 175,200 | |
| 27 | | 176,700 | |
| 28 | | 178,200 | |
| 29 | | 179,600 | |
| 30 | | 181,000 | |
| 31 | | 182,500 | |
| 32 | | 184,000 | |
| 33 | | 185,400 | |
| 34 | | 187,100 | |
| 35 | | 188,800 | |
| 36 | | 190,500 | |
| 37 | | 192,200 | |
| 38 | | 193,300 | |
| 39 | | 194,700 | |
| 40 | | 195,800 | |

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|---------|---------|------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| 1 | | 183,500 | 211,000 | |
| 2 | | 184,900 | 212,900 | |
| 3 | | 186,400 | 214,900 | |
| 4 | | 187,800 | 216,800 | |
| 5 | | 189,300 | 218,800 | |
| 6 | | 190,800 | 220,600 | |
| 7 | | 192,300 | 222,400 | |
| 8 | | 193,800 | 224,100 | |

9

195,000

225,800

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

| 職務の級 | 1級 | 2級 |
|------|--------------|--------------|
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 円 176,900 | 円 223,400 |
| 2 | 178,100 | 225,100 |
| 3 | 179,300 | 226,900 |
| 4 | 180,500 | 228,600 |
| 5 | 181,400 | 230,300 |
| 6 | 182,900 | 232,000 |
| 7 | 184,300 | 233,700 |
| 8 | 185,700 | 235,000 |
| 9 | 186,800 | 236,700 |
| 10 | 188,200 | 238,200 |
| 11 | 189,600 | 239,500 |
| 12 | 191,000 | 240,700 |
| 13 | 192,400 | 242,000 |
| 14 | 193,700 | 243,300 |
| 15 | 195,100 | 244,600 |
| 16 | 196,400 | 245,800 |
| 17 | 197,800 | 247,000 |
| 18 | 199,100 | 248,200 |
| 19 | 200,400 | 249,300 |
| 20 | 201,500 | 250,300 |
| 21 | 202,500 | 251,000 |
| 22 | 204,100 | 252,100 |
| 23 | 205,700 | 253,300 |
| 24 | 207,100 | 254,400 |
| 25 | 208,700 | 255,600 |
| 26 | 210,100 | |
| 27 | 211,500 | |

| | | |
|----|--|---------|
| 28 | | 212,900 |
| 29 | | 214,600 |
| 30 | | 215,800 |
| 31 | | 217,200 |
| 32 | | 218,300 |
| 33 | | 219,400 |
| 34 | | 220,700 |
| 35 | | 221,900 |
| 36 | | 222,900 |
| 37 | | 223,900 |
| 38 | | 225,000 |
| 39 | | 226,100 |
| 40 | | 227,100 |

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

| 職務の級 号給 | 1級 | 2級 |
|------------|-----------|-----------|
| | 給料月額 | 給料月額 |
| 5 | 円 183,400 | 円 201,900 |
| 6 | 185,300 | 204,000 |
| 7 | 187,100 | 206,100 |
| 8 | 189,000 | 208,200 |
| 9 | 190,700 | 210,400 |
| 10 | 192,800 | 212,800 |
| 11 | 194,800 | 215,100 |
| 12 | 196,800 | 217,300 |
| 13 | 198,800 | 219,700 |
| 14 | 200,900 | 221,400 |
| 15 | 203,000 | 222,900 |
| 16 | 205,100 | 224,400 |
| 17 | 207,300 | 226,100 |
| 18 | 209,400 | 227,400 |
| 19 | 211,600 | 228,600 |

| | | | |
|----|--|---------|---------|
| 20 | | 213,500 | 229,900 |
| 21 | | 215,700 | 231,600 |
| 22 | | 217,300 | 233,300 |
| 23 | | 218,800 | 235,000 |
| 24 | | 220,300 | 236,600 |
| 25 | | 221,800 | 238,100 |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

会計年度任用職員の給料表について、一般職の職員と同一の給料表に合わせるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|-------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|---------------------|
| 別表第1(第4条関係) | | | 別表第1(第4条関係) | | |
| 行政職給料表(一) | | | 行政職給料表(一) | | |
| 職務の級 | 1級 | 2級 | 職務の級 | 1級 | 2級 |
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 円 <u>162,100</u> | 円 <u>208,000</u> | 1 | 円 <u>150,100</u> | 円 <u>198,500</u> |
| 2 | 円 <u>163,200</u> | 円 <u>209,700</u> | 2 | 円 <u>151,200</u> | 円 <u>200,300</u> |
| 3 | 円 <u>164,400</u> | 円 <u>211,400</u> | 3 | 円 <u>152,400</u> | 円 <u>202,100</u> |
| 4 | 円 <u>165,500</u> | 円 <u>212,900</u> | 4 | 円 <u>153,500</u> | 円 <u>203,900</u> |
| 5 | 円 <u>166,600</u> | 円 <u>214,400</u> | 5 | 円 <u>154,600</u> | 円 <u>205,400</u> |
| 6 | 円 <u>167,700</u> | 円 <u>216,200</u> | 6 | 円 <u>155,700</u> | 円 <u>207,200</u> |
| 7 | 円 <u>168,800</u> | 円 <u>217,900</u> | 7 | 円 <u>156,800</u> | 円 <u>209,000</u> |
| 8 | 円 <u>169,900</u> | 円 <u>219,600</u> | 8 | 円 <u>157,900</u> | 円 <u>210,800</u> |
| 9 | 円 <u>170,900</u> | 円 <u>221,100</u> | 9 | 円 <u>158,900</u> | 円 <u>212,400</u> |
| 10 | 円 <u>172,300</u> | 円 <u>222,600</u> | 10 | 円 <u>160,300</u> | 円 <u>214,200</u> |
| 11 | 円 <u>173,600</u> | 円 <u>224,100</u> | 11 | 円 <u>161,600</u> | 円 <u>216,000</u> |
| 12 | 円 <u>174,900</u> | 円 <u>225,600</u> | 12 | 円 <u>162,900</u> | 円 <u>217,800</u> |
| 13 | 円 <u>176,100</u> | 円 <u>226,800</u> | 13 | 円 <u>164,100</u> | 円 <u>219,200</u> |
| 14 | 円 <u>177,600</u> | 円 <u>228,200</u> | 14 | 円 <u>165,600</u> | 円 <u>221,000</u> |
| 15 | 円 <u>179,100</u> | 円 <u>229,600</u> | 15 | 円 <u>167,100</u> | 円 <u>222,700</u> |

| | | | | | |
|----|----------------|----------------|----|----------------|----------------|
| 16 | <u>180,700</u> | <u>231,000</u> | 16 | <u>168,700</u> | <u>224,500</u> |
| 17 | <u>181,800</u> | <u>232,400</u> | 17 | <u>169,800</u> | <u>226,100</u> |
| 18 | <u>183,200</u> | <u>234,000</u> | 18 | <u>171,200</u> | <u>227,800</u> |
| 19 | <u>184,600</u> | <u>235,500</u> | 19 | <u>172,600</u> | <u>229,400</u> |
| 20 | <u>186,000</u> | <u>236,900</u> | 20 | <u>174,000</u> | <u>230,900</u> |
| 21 | <u>187,300</u> | <u>238,100</u> | 21 | <u>175,300</u> | <u>232,200</u> |
| 22 | <u>189,600</u> | <u>239,700</u> | 22 | <u>177,800</u> | <u>233,800</u> |
| 23 | <u>191,800</u> | <u>241,200</u> | 23 | <u>180,300</u> | <u>235,400</u> |
| 24 | <u>194,000</u> | <u>242,600</u> | 24 | <u>182,800</u> | <u>236,900</u> |
| 25 | <u>196,200</u> | <u>243,600</u> | 25 | <u>185,200</u> | <u>237,900</u> |

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|----------------|----|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 |
| | | 円 | | 円 |
| 1 | | <u>147,100</u> | | <u>200,200</u> |
| 2 | | <u>148,100</u> | | <u>201,200</u> |
| 3 | | <u>149,100</u> | | <u>202,200</u> |
| 4 | | <u>150,100</u> | | <u>203,000</u> |
| 5 | | <u>151,200</u> | | <u>203,700</u> |
| 6 | | <u>152,300</u> | | <u>205,200</u> |

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(二)

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|------|----|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 |
| | | 円 | | 円 |
| 1 | | | | <u>136,200</u> |
| 2 | | | | <u>137,100</u> |
| 3 | | | | <u>138,100</u> |
| 4 | | | | <u>139,000</u> |
| 5 | | | | <u>140,000</u> |
| 6 | | | | <u>141,000</u> |

| | | | | | | | |
|----|--|----------------|----------------|----|--|----------------|----------------|
| 7 | | <u>153,400</u> | <u>206,500</u> | 7 | | <u>142,000</u> | <u>195,200</u> |
| 8 | | <u>154,400</u> | <u>207,600</u> | 8 | | <u>143,000</u> | <u>196,500</u> |
| 9 | | <u>155,300</u> | <u>208,900</u> | 9 | | <u>143,800</u> | <u>197,900</u> |
| 10 | | <u>156,400</u> | <u>209,600</u> | 10 | | <u>144,800</u> | <u>198,900</u> |
| 11 | | <u>157,500</u> | <u>210,400</u> | 11 | | <u>145,800</u> | <u>200,200</u> |
| 12 | | <u>158,600</u> | <u>211,100</u> | 12 | | <u>146,900</u> | <u>201,200</u> |
| 13 | | <u>159,500</u> | <u>212,200</u> | 13 | | <u>147,700</u> | <u>202,400</u> |
| 14 | | <u>160,600</u> | <u>213,100</u> | 14 | | <u>148,700</u> | <u>203,500</u> |
| 15 | | <u>161,800</u> | <u>214,000</u> | 15 | | <u>149,800</u> | <u>204,600</u> |
| 16 | | <u>162,900</u> | <u>214,800</u> | 16 | | <u>150,800</u> | <u>205,700</u> |
| 17 | | <u>164,000</u> | <u>215,700</u> | 17 | | <u>151,900</u> | <u>206,600</u> |
| 18 | | <u>165,400</u> | <u>216,700</u> | 18 | | <u>153,300</u> | <u>207,700</u> |
| 19 | | <u>166,700</u> | <u>217,600</u> | 19 | | <u>154,500</u> | <u>208,700</u> |
| 20 | | <u>167,900</u> | <u>218,500</u> | 20 | | <u>155,700</u> | <u>209,700</u> |
| 21 | | <u>169,000</u> | <u>219,200</u> | 21 | | <u>156,800</u> | <u>210,600</u> |
| 22 | | <u>170,200</u> | <u>220,000</u> | 22 | | <u>158,000</u> | <u>211,700</u> |
| 23 | | <u>171,400</u> | <u>220,800</u> | 23 | | <u>159,200</u> | <u>212,800</u> |
| 24 | | <u>172,600</u> | <u>221,400</u> | 24 | | <u>160,400</u> | <u>213,700</u> |
| 25 | | <u>173,700</u> | <u>222,100</u> | 25 | | <u>161,500</u> | <u>214,600</u> |
| 26 | | <u>175,200</u> | | 26 | | <u>163,000</u> | |
| 27 | | <u>176,700</u> | | 27 | | <u>164,500</u> | |
| 28 | | <u>178,200</u> | | 28 | | <u>166,000</u> | |
| 29 | | <u>179,600</u> | | 29 | | <u>167,400</u> | |

| | | |
|----|--|----------------|
| 30 | | <u>181,000</u> |
| 31 | | <u>182,500</u> |
| 32 | | <u>184,000</u> |
| 33 | | <u>185,400</u> |
| 34 | | <u>187,100</u> |
| 35 | | <u>188,800</u> |
| 36 | | <u>190,500</u> |
| 37 | | <u>192,200</u> |
| 38 | | <u>193,300</u> |
| 39 | | <u>194,700</u> |
| 40 | | <u>195,800</u> |

| | | |
|----|--|----------------|
| 30 | | <u>168,800</u> |
| 31 | | <u>170,300</u> |
| 32 | | <u>171,800</u> |
| 33 | | <u>173,100</u> |
| 34 | | <u>174,800</u> |
| 35 | | <u>176,500</u> |
| 36 | | <u>178,200</u> |
| 37 | | <u>179,900</u> |
| 38 | | <u>181,300</u> |
| 39 | | <u>183,000</u> |
| 40 | | <u>184,500</u> |

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|----------------|----|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | | 給料月額 |
| | | 円 | | 円 |
| 1 | | <u>183,500</u> | | <u>211,000</u> |
| 2 | | <u>184,900</u> | | <u>212,900</u> |
| 3 | | <u>186,400</u> | | <u>214,900</u> |
| 4 | | <u>187,800</u> | | <u>216,800</u> |
| 5 | | <u>189,300</u> | | <u>218,800</u> |

別表第3(第4条関係)

医療職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|------|----------------|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | | 給料月額 |
| | | | 円 | 円 |
| 1 | | | <u>169,900</u> | <u>197,000</u> |
| 2 | | | <u>171,300</u> | <u>198,900</u> |
| 3 | | | <u>172,800</u> | <u>200,900</u> |
| 4 | | | <u>174,200</u> | <u>202,800</u> |
| 5 | | | <u>175,600</u> | <u>204,900</u> |

| | | |
|---|----------------|----------------|
| 6 | <u>190,800</u> | <u>220,600</u> |
| 7 | <u>192,300</u> | <u>222,400</u> |
| 8 | <u>193,800</u> | <u>224,100</u> |
| 9 | <u>195,000</u> | <u>225,800</u> |

| | | |
|---|----------------|----------------|
| 6 | <u>177,100</u> | <u>206,900</u> |
| 7 | <u>178,600</u> | <u>209,100</u> |
| 8 | <u>180,100</u> | <u>211,200</u> |
| 9 | <u>181,300</u> | <u>213,200</u> |

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|---------------------|----|---------------------|
| | 号給 | 給料月額 | | 給料月額 |
| 1 | | 円 <u>176,900</u> | | 円 <u>223,400</u> |
| 2 | | <u>178,100</u> | | <u>225,100</u> |
| 3 | | <u>179,300</u> | | <u>226,900</u> |
| 4 | | <u>180,500</u> | | <u>228,600</u> |
| 5 | | <u>181,400</u> | | <u>230,300</u> |
| 6 | | <u>182,900</u> | | <u>232,000</u> |
| 7 | | <u>184,300</u> | | <u>233,700</u> |
| 8 | | <u>185,700</u> | | <u>235,000</u> |
| 9 | | <u>186,800</u> | | <u>236,700</u> |
| 10 | | <u>188,200</u> | | <u>238,200</u> |
| 11 | | <u>189,600</u> | | <u>239,500</u> |
| 12 | | <u>191,000</u> | | <u>240,700</u> |

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|------|---------------------|---------------------|
| | 号給 | 給料月額 | | 給料月額 |
| 1 | | | 円 <u>164,100</u> | 円 <u>212,900</u> |
| 2 | | | <u>165,300</u> | <u>214,600</u> |
| 3 | | | <u>166,500</u> | <u>216,400</u> |
| 4 | | | <u>167,700</u> | <u>218,100</u> |
| 5 | | | <u>168,600</u> | <u>219,800</u> |
| 6 | | | <u>170,100</u> | <u>221,600</u> |
| 7 | | | <u>171,500</u> | <u>223,400</u> |
| 8 | | | <u>172,900</u> | <u>225,100</u> |
| 9 | | | <u>174,100</u> | <u>226,800</u> |
| 10 | | | <u>175,500</u> | <u>228,300</u> |
| 11 | | | <u>176,900</u> | <u>229,700</u> |
| 12 | | | <u>178,300</u> | <u>231,100</u> |

| | | | | | | | | | |
|----|--|-----------------|--|-----------------|----|--|-----------------|--|-----------------|
| 13 | | <u>192, 400</u> | | <u>242, 000</u> | 13 | | <u>179, 700</u> | | <u>232, 500</u> |
| 14 | | <u>193, 700</u> | | <u>243, 300</u> | 14 | | <u>181, 000</u> | | <u>234, 100</u> |
| 15 | | <u>195, 100</u> | | <u>244, 600</u> | 15 | | <u>182, 400</u> | | <u>235, 700</u> |
| 16 | | <u>196, 400</u> | | <u>245, 800</u> | 16 | | <u>183, 700</u> | | <u>237, 300</u> |
| 17 | | <u>197, 800</u> | | <u>247, 000</u> | 17 | | <u>185, 200</u> | | <u>238, 700</u> |
| 18 | | <u>199, 100</u> | | <u>248, 200</u> | 18 | | <u>186, 700</u> | | <u>240, 300</u> |
| 19 | | <u>200, 400</u> | | <u>249, 300</u> | 19 | | <u>188, 400</u> | | <u>241, 800</u> |
| 20 | | <u>201, 500</u> | | <u>250, 300</u> | 20 | | <u>189, 900</u> | | <u>243, 300</u> |
| 21 | | <u>202, 500</u> | | <u>251, 000</u> | 21 | | <u>191, 200</u> | | <u>244, 100</u> |
| 22 | | <u>204, 100</u> | | <u>252, 100</u> | 22 | | <u>192, 800</u> | | <u>245, 400</u> |
| 23 | | <u>205, 700</u> | | <u>253, 300</u> | 23 | | <u>194, 500</u> | | <u>246, 700</u> |
| 24 | | <u>207, 100</u> | | <u>254, 400</u> | 24 | | <u>196, 100</u> | | <u>248, 000</u> |
| 25 | | <u>208, 700</u> | | <u>255, 600</u> | 25 | | <u>197, 700</u> | | <u>249, 300</u> |
| 26 | | <u>210, 100</u> | | | 26 | | <u>199, 400</u> | | |
| 27 | | <u>211, 500</u> | | | 27 | | <u>201, 200</u> | | |
| 28 | | <u>212, 900</u> | | | 28 | | <u>202, 900</u> | | |
| 29 | | <u>214, 600</u> | | | 29 | | <u>204, 700</u> | | |
| 30 | | <u>215, 800</u> | | | 30 | | <u>206, 100</u> | | |
| 31 | | <u>217, 200</u> | | | 31 | | <u>207, 600</u> | | |
| 32 | | <u>218, 300</u> | | | 32 | | <u>209, 000</u> | | |
| 33 | | <u>219, 400</u> | | | 33 | | <u>210, 200</u> | | |
| 34 | | <u>220, 700</u> | | | 34 | | <u>211, 500</u> | | |
| 35 | | <u>221, 900</u> | | | 35 | | <u>212, 800</u> | | |

| | | |
|----|--|----------------|
| 36 | | <u>222,900</u> |
| 37 | | <u>223,900</u> |
| 38 | | <u>225,000</u> |
| 39 | | <u>226,100</u> |
| 40 | | <u>227,100</u> |

| | | |
|----|--|----------------|
| 36 | | <u>213,900</u> |
| 37 | | <u>215,100</u> |
| 38 | | <u>216,500</u> |
| 39 | | <u>217,900</u> |
| 40 | | <u>219,300</u> |

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|----------------|----|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 |
| | | 円 | | 円 |
| 5 | | <u>183,400</u> | | <u>201,900</u> |
| 6 | | <u>185,300</u> | | <u>204,000</u> |
| 7 | | <u>187,100</u> | | <u>206,100</u> |
| 8 | | <u>189,000</u> | | <u>208,200</u> |
| 9 | | <u>190,700</u> | | <u>210,400</u> |
| 10 | | <u>192,800</u> | | <u>212,800</u> |
| 11 | | <u>194,800</u> | | <u>215,100</u> |
| 12 | | <u>196,800</u> | | <u>217,300</u> |
| 13 | | <u>198,800</u> | | <u>219,700</u> |
| 14 | | <u>200,900</u> | | <u>221,400</u> |
| 15 | | <u>203,000</u> | | <u>222,900</u> |

別表第5(第4条関係)

教育職給料表

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | |
|------|----|------|----------------|----------------|
| | 号給 | 給料月額 | 号給 | 給料月額 |
| | | 円 | | 円 |
| 5 | | | <u>170,500</u> | <u>188,600</u> |
| 6 | | | <u>172,400</u> | <u>190,600</u> |
| 7 | | | <u>174,200</u> | <u>192,600</u> |
| 8 | | | <u>176,000</u> | <u>194,800</u> |
| 9 | | | <u>177,700</u> | <u>197,000</u> |
| 10 | | | <u>179,800</u> | <u>199,600</u> |
| 11 | | | <u>181,800</u> | <u>202,200</u> |
| 12 | | | <u>183,700</u> | <u>204,800</u> |
| 13 | | | <u>185,600</u> | <u>207,400</u> |
| 14 | | | <u>187,700</u> | <u>209,100</u> |
| 15 | | | <u>189,800</u> | <u>210,700</u> |

| | | | | | | | |
|----|--|-----------------|-----------------|----|--|-----------------|-----------------|
| 16 | | <u>205, 100</u> | <u>224, 400</u> | 16 | | <u>191, 900</u> | <u>212, 400</u> |
| 17 | | <u>207, 300</u> | <u>226, 100</u> | 17 | | <u>194, 100</u> | <u>214, 200</u> |
| 18 | | <u>209, 400</u> | <u>227, 400</u> | 18 | | <u>196, 400</u> | <u>215, 800</u> |
| 19 | | <u>211, 600</u> | <u>228, 600</u> | 19 | | <u>198, 900</u> | <u>217, 500</u> |
| 20 | | <u>213, 500</u> | <u>229, 900</u> | 20 | | <u>201, 200</u> | <u>219, 100</u> |
| 21 | | <u>215, 700</u> | <u>231, 600</u> | 21 | | <u>203, 600</u> | <u>220, 900</u> |
| 22 | | <u>217, 300</u> | <u>233, 300</u> | 22 | | <u>205, 200</u> | <u>222, 800</u> |
| 23 | | <u>218, 800</u> | <u>235, 000</u> | 23 | | <u>206, 900</u> | <u>224, 700</u> |
| 24 | | <u>220, 300</u> | <u>236, 600</u> | 24 | | <u>208, 600</u> | <u>226, 600</u> |
| 25 | | <u>221, 800</u> | <u>238, 100</u> | 25 | | <u>210, 100</u> | <u>228, 100</u> |

議案第4号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第1条 笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第15条の2 紙与条例第17条の4の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する紙与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「、若しくは失職し」を削り、「6箇月」を「6月」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第23条の2 紙与条例第17条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する紙与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成16年笛吹市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削り、「6箇月」を「6月」に改める。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年笛吹市条例第27号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の2 紙与条例第17条の4の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する紙与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 紙与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、紙与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)におい</p> | <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第23条 紙与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。)について準用する。この場合において、紙与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)におい</p> |

て職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第23条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

て職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第5条の2に規定する数で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

[新設]

【第2条関係】笛吹市職員の育児休業等に関する条例(平成16年笛吹市条例第43号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 笛吹市職員給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前<u>6月</u>以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 笛吹市職員給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員 _____ を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p> |

議案第 5 号

笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(笛吹市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市水道事業の設置等に関する条例(平成 16 年笛吹市条例第 177 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例(平成 20 年笛吹市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(笛吹市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 笛吹市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成 27 年笛吹市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例)

第 4 条 笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和 2 年笛吹市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 5 条 笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 5 年笛吹市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市水道事業の設置等に関する条例(平成16年笛吹市条例第177号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の8第8項 の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の2第8項 の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 |

【第2条関係】笛吹市営春日居地区温泉給湯事業の設置等に関する条例(平成20年笛吹市条例第38号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の8第8項 の規定により温泉給湯事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の2第8項 の規定により温泉給湯事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 |

【第3条関係】笛吹市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成27年笛吹市条例第34号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の8第8項 の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該 賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の2第8項 の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該 賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 |

【第4条関係】笛吹市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年笛吹市条例第13号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の8第8項 の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 | (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第2 43条の2の2第8項 の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 |

【第5条関係】笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年笛吹市条例第17号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めるものとする。 |

議案第 6 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 27 年笛吹市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

| | |
|------|---|
| 6 市長 | 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|---|

別表第 2 の 1 の項中「(昭和 25 年法律第 144 号)」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|-------|--|---|
| 10 市長 | 生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報又は法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの |
|-------|--|---|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

生活保護法の一部が改正され、生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認が導入されたことに伴い、生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務を独自利用事務として位置付けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年笛吹市条例第32号)新旧対照表

| 改正案 | | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----|---------|------|--|---|---|-----|-----|--------------|---|--|--|--|----|----|--------|------|---|--|---------|-----|-----|------|--|
| 別表第1(第4条関係) | | 別表第1(第4条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 市長</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活 に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関 | 事務 | 1~5 (略) | (略) | 6 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活 に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの | <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔新設〕</td></tr> </tbody> </table> | | 機関 | 事務 | 1~5 (略) | (略) | 〔新設〕 | | | | | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1~5 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活 に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1~5 (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔新設〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2(第4条関係) | | 別表第2(第4条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活保護法_____による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2~9 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 市長</td> <td>生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>住民票関係情報又は法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> | | 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 1 市長 | 生活保護法_____による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの | 2~9 (略) | (略) | (略) | 10 市長 | 生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報又は法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの | <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2~9 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔新設〕</td></tr> </tbody> </table> | | 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 1 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの | 2~9 (略) | (略) | (略) | 〔新設〕 | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 市長 | 生活保護法_____による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2~9 (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 市長 | 生活保護法に準じて行う外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報又は法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 市長 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2~9 (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔新設〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第 7 号

笛吹市介護保険条例の一部改正について

笛吹市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市介護保険条例の一部を改正する条例

笛吹市介護保険条例(平成 16 年笛吹市条例第 136 号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに」を「、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び」に改める。

第 2 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条ただし書中「第 1 号から第 3 号に」を「保険料の減額賦課に係る第 1 号から第 3 号に」に、「21,600 円」を「20,520 円」に、「36,000 円」を「34,920 円」に、「50,400 円」を「49,320 円」に改め、同条第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「36,000 円」を「32,760 円」に改め、同条第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「54,000 円」を「49,320 円」に改め、同条第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「54,000 円」を「49,680 円」に改め、同条第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に改め、同条第 6 号イ中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同条第 7 号イ中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同条第 8 号イ中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「又は第 10 号イ」を「、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同条第 9 号ア中「400 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」に改め、同条第 10 号ア中「500 万円」を「520 万円」に改め、同号イ中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に改め、「部分を除く。」の次に「、次号イ又は第 12 号イ」を加え、同条中第 11 号を第 13 号とし、第 10 号の次に次の 2 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 135,360 円

ア 合計所得金額が 620 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 136,080円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第3条第2項中「法」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第6章の章名中「指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに」を「、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び」に改める。

第16条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに」を「、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

第16条に次の1項を加える。

3 法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市介護保険条例第2条及び第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度以前の年

度分の介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の保険料率、被保険者の区分等を見直すため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市介護保険条例(平成16年笛吹市条例第136号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 笛吹市が行う介護保険(第1条)</p> <p>第2章 保険料(第2条—第12条)</p> <p>第3章 介護保険運営協議会(第13条—第14条)</p> <p>第4章 介護認定審査会(第14条の2—第14条の3)</p> <p>第5章 雜則(第15条)</p> <p>第6章 指定地域密着型サービス事業者、<u>指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び</u>指定介護予防支援事業者(第16条)</p> <p>第7章 罰則(第17条—第21条)</p> <p>附則 (保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、<u>保険料の減額賦課に係る第1号から第3号に</u>該当する者の保険料率は、第1号から第3号の規定にかかわらず、第1号に該当する者にあっては<u>20,520円</u>、第2号に該当する者にあっては<u>34,920円</u>、第3号に該当する者にあっては<u>49,320円</u>とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> | <p>目次</p> <p>第1章 笛吹市が行う介護保険(第1条)</p> <p>第2章 保険料(第2条—第12条)</p> <p>第3章 介護保険運営協議会(第13条—第14条)</p> <p>第4章 介護認定審査会(第14条の2—第14条の3)</p> <p>第5章 雜則(第15条)</p> <p>第6章 指定地域密着型サービス事業者<u>及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに</u>指定介護予防支援事業者(第16条)</p> <p>第7章 罚則(第17条—第21条)</p> <p>附則 (保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、<u>第1号から第3号に</u>該当する者の保険料率は、第1号から第3号の規定にかかわらず、第1号に該当する者にあっては<u>21,600円</u>、第2号に該当する者にあっては<u>36,000円</u>、第3号に該当する者にあっては<u>50,400円</u>とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> |

第38条第1項第1号に掲げる者 **32,760円**

- (2) 令**第38条第1項第2号**に掲げる者 **49,320円**
- (3) 令**第38条第1項第3号**に掲げる者 **49,680円**
- (4) 令**第38条第1項第4号**に掲げる者 64,800円
- (5) 令**第38条第1項第5号**に掲げる者 72,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令**第38条第1項第1号イ**((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、**第10号イ、第11号イ又は第12号イ**に該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第39条第1項第1号に掲げる者 **36,000円**

- (2) 令**第39条第1項第2号**に掲げる者 **54,000円**
- (3) 令**第39条第1項第3号**に掲げる者 **54,000円**
- (4) 令**第39条第1項第4号**に掲げる者 64,800円
- (5) 令**第39条第1項第5号**に掲げる者 72,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令**第39条第1項第1号イ**((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ**又は第10号イ**に該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当するもの 108,000円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 129,600円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当するもの 108,000円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号1に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 129,600円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 135,360円

- ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 136,080円

- ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円

(普通徴収に係る納期)

第3条 (略)

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保

の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)_____に該当する者を除く。)

[新設]

[新設]

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円

(普通徴収に係る納期)

第3条 (略)

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保

險者(及び連帯納付義務者)介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第11条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいづれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第6章 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者

(指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に

險者(及び連帯納付義務者)法

第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第11条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいづれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

第6章 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに指定介護予防支援事業者

(指定地域密着型サービス事業者、及び指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに指定介護予防支援事業者の指定に

に関する基準)

第16条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成1年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

3 法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

に関する基準)

第16条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号及び第115号の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

[新設]

議案第 8 号

笛吹市学童保育室条例の一部改正について

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例

笛吹市学童保育室条例(平成 16 年笛吹市条例第 125 号)の一部を次のように改正する。

別表石和南小第二学童保育クラブの項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|-----------------|
| 石和南小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部 720 番地 |
|---------------|-----------------|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

厚生労働省の示す基準を踏まえ、放課後児童クラブの運営の適正化を期するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市学童保育室条例(平成16年笛吹市条例第125号)新旧対照表

| 改正案 | | 現行 | |
|----------------------|----------------------|---------------|------------------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 石和南小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部720番地 | 石和南小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部720番地 |
| 石和南小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部720番地 | 石和南小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部720番地 |
| 石和南小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町市部720番地 | [新設] | |
| 石和東小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町中川483番地1 | 石和東小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町中川483番地1 |
| 石和東小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町中川478番地 | 石和東小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町中川478番地 |
| 石和北小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町松本1442番地20 | 石和北小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町松本1442番地20 |
| 石和北小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町松本1442番地20 | 石和北小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町松本1442番地20 |
| 富士見小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 | 富士見小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 |
| 富士見小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 | 富士見小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 |
| 富士見小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 | 富士見小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 |
| 富士見小第四学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 | 富士見小第四学童保育クラブ | 笛吹市石和町今井10番地 |
| 石和西小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 | 石和西小第一学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 |
| 石和西小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 | 石和西小第二学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 |
| 石和西小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 | 石和西小第三学童保育クラブ | 笛吹市石和町唐柏360番地 |
| 御坂第一学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 | 御坂第一学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 |
| 御坂第二学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 | 御坂第二学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 |
| 御坂第三学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 | 御坂第三学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合372番地12 |

| | |
|---------------|-----------------|
| 御坂第四学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合374番地 |
| 御坂第五学童保育クラブ | 笛吹市御坂町夏目原592番地1 |
| 一宮第一学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 一宮第二学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 一宮第三学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 八代第一学童保育クラブ | 笛吹市八代町南545番地1 |
| 八代第二学童保育クラブ | 笛吹市八代町南544番地 |
| 八代第三学童保育クラブ | 笛吹市八代町岡780番地 |
| 境川学童保育クラブ | 笛吹市境川町小黒坂1652番地 |
| かすがい第一学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地1 |
| かすがい第二学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地1 |
| かすがい第三学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |
| かすがい第四学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |
| かすがい第五学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |

| | |
|---------------|-----------------|
| 御坂第四学童保育クラブ | 笛吹市御坂町栗合374番地 |
| 御坂第五学童保育クラブ | 笛吹市御坂町夏目原592番地1 |
| 一宮第一学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 一宮第二学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 一宮第三学童保育クラブ | 笛吹市一宮町末木798番地1 |
| 八代第一学童保育クラブ | 笛吹市八代町南545番地1 |
| 八代第二学童保育クラブ | 笛吹市八代町南544番地 |
| 八代第三学童保育クラブ | 笛吹市八代町岡780番地 |
| 境川学童保育クラブ | 笛吹市境川町小黒坂1652番地 |
| かすがい第一学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地1 |
| かすがい第二学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地1 |
| かすがい第三学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |
| かすがい第四学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |
| かすがい第五学童保育クラブ | 笛吹市春日居町加茂97番地2 |

議案第9号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第8条中「及び保育必要量」を「、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「、提供」を「並びに特定教育・保育の提供」に改める。

第35条第2項中「数を」を「総数を」に改める。

第36条第2項中「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「同省令第31条」を「同令第27条」に、「第42条第3項第1号において同じ。」に「」を「同号において同じ。」に、「同省令第33条」を「同条」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「の定員」を削る。

第51条第2項中「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「、この章」を「、前節」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「同号」の次に「に掲げる小学校就学前子ども」を、「同条第3号」の次に「に掲げる小学校就学前子ども」を加え、「第2項から第4項まで」を「前3項」

に改める。

第 52 条第 2 項中「数を」を「総数を」に改め、同条第 3 項中「この章」を「前節」に改め、「限る。)」と」の次に「、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> | <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む_____。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量_____等を確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> |

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)
次号及び第4号に掲げる事項
- (3) (略)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)
次号及び第4号に掲げる事項
- (3) (略)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供
_____を行わない日

(5) ~ (11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特

(5) ~ (11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用員の数を 超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚

生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員_____を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提

生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提

供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学

供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号
に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校
就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項
」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げ

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号
に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号
に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「第2項から第4
項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げ

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と _____、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

議案第 10 号

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第15号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する 内閣総理大臣 が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 | (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する 厚生労働大臣 が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 |

議案第 11 号

笛吹みんなの広場条例の一部改正について

笛吹みんなの広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹みんなの広場条例の一部を改正する条例

笛吹みんなの広場条例(令和 3 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

| 使用料 | | |
|------------|--|---------------|
| 9:00~18:00 | 9:00~12:00 12:00~15:00 15:00~18:00 | 時間区分外 1 時間当たり |
| 18,000 円 | 6,000 円 | 2,500 円 |
| 27,000 円 | 9,000 円 | 3,750 円 |
| 9,000 円 | 3,000 円 | 1,200 円 |
| 13,500 円 | 4,500 円 | 1,800 円 |
| 9,000 円 | 3,000 円 | 1,250 円 |
| 13,500 円 | 4,500 円 | 1,850 円 |
| 4,500 円 | 1,500 円 | 600 円 |
| 6,750 円 | 2,250 円 | 900 円 |

を

」

「

| 使用料 | |
|--------------------|-------------------------|
| 9:00~18:00(1時間当たり) | 9:00~18:00以外の時間(1時間当たり) |
| 2,000円 | 2,500円 |
| 3,000円 | 3,750円 |
| 1,000円 | 1,200円 |
| 1,500円 | 1,800円 |
| 1,000円 | 1,250円 |

に、「(約 1,50

| | |
|---------|---------|
| 1, 500円 | 1, 850円 |
| 500円 | 600円 |
| 750円 | 900円 |

」

0 m²」を「(約 1, 200 m²)」に、「約 8, 700 m²」を「約 8, 400 m²」に、

「

| | | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 19, 800 円 | 6, 600 円 | 2, 700 円 |
| 29, 700 円 | 9, 900 円 | 4, 100 円 |
| 9, 600 円 | 3, 200 円 | 1, 300 円 |
| 14, 400 円 | 4, 800 円 | 2, 000 円 |
| 13, 800 円 | 4, 600 円 | 1, 900 円 |
| 20, 700 円 | 6, 900 円 | 2, 800 円 |
| 9, 000 円 | 3, 000 円 | 1, 200 円 |
| 13, 500 円 | 4, 500 円 | 1, 800 円 |
| 52, 200 円 | 17, 400 円 | 7, 100 円 |
| 78, 300 円 | 26, 100 円 | 10, 700 円 |
| 9, 900 円 | 3, 300 円 | 1, 350 円 |
| 14, 850 円 | 4, 950 円 | 2, 050 円 |
| 4, 800 円 | 1, 600 円 | 650 円 |
| 7, 200 円 | 2, 400 円 | 1, 000 円 |
| 6, 900 円 | 2, 300 円 | 950 円 |
| 10, 350 円 | 3, 450 円 | 1, 400 円 |
| 4, 500 円 | 1, 500 円 | 600 円 |
| 6, 750 円 | 2, 250 円 | 900 円 |
| 26, 100 円 | 8, 700 円 | 3, 550 円 |
| 39, 150 円 | 13, 050 円 | 5, 350 円 |
| 20m ² につき 1 日 | | 300 円 |

を

」

「

| | |
|---------|---------|
| 2, 200円 | 2, 700円 |
| 3, 300円 | 4, 100円 |
| 1, 000円 | 1, 300円 |
| 1, 600円 | 2, 000円 |
| 1, 500円 | 1, 900円 |

| | |
|-----------------------------|---------|
| 2,300円 | 2,800円 |
| 800円 | 1,000円 |
| 1,200円 | 1,500円 |
| 5,600円 | 6,900円 |
| 8,400円 | 10,300円 |
| 1,100円 | 1,350円 |
| 1,650円 | 2,050円 |
| 500円 | 650円 |
| 800円 | 1,000円 |
| 700円 | 950円 |
| 1,150円 | 1,400円 |
| 400円 | 500円 |
| 600円 | 750円 |
| 2,800円 | 3,400円 |
| 4,200円 | 5,200円 |
| 20m ² につき1日 300円 | |

に、「1回につ

」

き」を「1台につき1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、施行日以後の笛吹みんなの広場の施設の占用の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、改正後の笛吹みんなの広場条例に規定する額とする。

提案理由

笛吹みんなの広場の遊具設置により減少した広場面積を修正するとともに、使用料について利便性向上のため料金表示の単位を変更することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹みんなの広場条例(令和3年笛吹市条例第24号)新旧対照表

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|------------------------------|------------------|----------------------------------|------------|------------------------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|
| 別表(第11条関係) | | | | 別表(第11条関係) | | | |
| 施設名 | 利用の区分 | 使用料 | | 施設名 | 利用の区分 | 使用料 | |
| | | 9:00～18:00 (1時9:00～18:00以外の間当たり) | 時間(1時間当たり) | | | 9:00～18:00 9:00～12:00 時間区分 | 12:00～15:00 外1時間当 |
| 屋根施設 約1,500m ² | 全 面 利 用 | 平日 | 2,000円 | 屋根施設 約1,500m ² | 全 面 利 用 | 平日 | 18,000円 |
| | | 土曜日、日 曜日、祝日 | 3,000円 | | 半 面 利 用 | 土曜日、日 曜日、祝日 | 27,000円 |
| | | 平日 | 1,000円 | | 半 面 利 用 | 平日 | 9,000円 |
| | | 土曜日、日 曜日、祝日 | 1,500円 | | 半 面 利 用 | 土曜日、日 曜日、祝日 | 13,500円 |
| | 全 面 利 用 | 平日 | 1,000円 | | 非 全 面 利 用 | 平日 | 9,000円 |
| | | 土曜日、日 曜日、祝日 | 1,500円 | | 非 全 面 利 用 | 土曜日、日 曜日、祝日 | 13,500円 |
| | | 平日 | 500円 | | 半 面 利 用 | 平日 | 4,500円 |
| | | | | | | | 1,500円 |
| | 半 面 利 用 | 平日 | 600円 | | | | 600円 |

| | | | | | |
|---|------------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|------|
| | | 面 利 用 | 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>750円</u> | 900円 |
| | | 部分利用 | | 20m ² につき1日 600円 | |
| 芝生広場 A面 (約3,300m ²) | 當 利 面 | A 平日 | <u>2,200円</u> | 2,700円 | |
| | | A 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>3,300円</u> | 4,100円 | |
| | B面 (約1,600m ²) | B 平日 | <u>1,000円</u> | 1,300円 | |
| | | B 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>1,600円</u> | 2,000円 | |
| | C面 (約2,300m ²) | C 平日 | <u>1,500円</u> | 1,900円 | |
| | | C 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>2,300円</u> | 2,800円 | |
| | D面 <u>(約1,200m²)</u> | D 平日 | <u>800円</u> | <u>1,000円</u> | |
| | | D 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>1,200円</u> | <u>1,500円</u> | |
| | 全 面 (約8,400m ²) | 全 平日 | <u>5,600円</u> | <u>6,900円</u> | |
| | | 全 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>8,400円</u> | <u>10,300円</u> | |
| 非 常 利 | A 面 | A 平日 | <u>1,100円</u> | 1,350円 | |
| | | A 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>1,650円</u> | 2,050円 | |

| | | | | | | |
|---|------------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|---------------|------|
| | | 面 利 用 | 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>6,750円</u> | <u>2,250円</u> | 900円 |
| | | 部分利用 | | 20m ² につき1日 600円 | | |
| 芝生広場 A面 (約3,300m ²) | 當 利 面 | A 平日 | <u>19,800円</u> | <u>6,600円</u> | 2,700円 | |
| | | A 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>29,700円</u> | <u>9,900円</u> | 4,100円 | |
| | B面 (約1,600m ²) | B 平日 | <u>9,600円</u> | <u>3,200円</u> | 1,300円 | |
| | | B 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>14,400円</u> | <u>4,800円</u> | 2,000円 | |
| | C面 (約2,300m ²) | C 平日 | <u>13,800円</u> | <u>4,600円</u> | 1,900円 | |
| | | C 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>20,700円</u> | <u>6,900円</u> | 2,800円 | |
| | D面 <u>(約1,500m²)</u> | D 平日 | <u>9,000円</u> | <u>3,000円</u> | <u>1,200円</u> | |
| | | D 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>13,500円</u> | <u>4,500円</u> | <u>1,800円</u> | |
| | 全 面 (約8,700m ²) | 全 平日 | <u>52,200円</u> | <u>17,400円</u> | 7,100円 | |
| | | 全 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>78,300円</u> | <u>26,100円</u> | 10,700円 | |
| 非 常 利 | A 面 | A 平日 | <u>9,900円</u> | <u>3,300円</u> | 1,350円 | |
| | | A 土曜日、日 曜日、祝日 | <u>14,850円</u> | <u>4,950円</u> | 2,050円 | |

| | | | |
|------------------------------------|------------|------------------------|---------------|
| B | 平日 | 500円 | 650円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 800円 | 1,000円 |
| C | 平日 | 700円 | 950円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 1,150円 | 1,400円 |
| D | 平日 | 400円 | 500円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 600円 | 750円 |
| 全 | 平日 | 2,800円 | 3,400円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 4,200円 | 5,200円 |
| 部分利用 | | 20m ² につき1日 | 300円 |
| 園路(約3,600m ²) | | 20m ² につき1日 | 500円 |
| 管理棟(休憩室) | | 1時間につき | 100円 |
| 仮設ステージ(幅8,150mm×奥行4,500mm×高さ900mm) | | 1台につき1日 | 800円 |

| | | | | |
|------------------------------------|------------|------------------------|----------------|-------------|
| B | 平日 | 4,800円 | 1,600円 | 650円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 7,200円 | 2,400円 | 1,000円 |
| C | 平日 | 6,900円 | 2,300円 | 950円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 10,350円 | 3,450円 | 1,400円 |
| D | 平日 | 4,500円 | 1,500円 | 600円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 6,750円 | 2,250円 | 900円 |
| 全 | 平日 | 26,100円 | 8,700円 | 3,550円 |
| 面 | 土曜日、日曜日、祝日 | 39,150円 | 13,050円 | 5,350円 |
| 部分利用 | | 20m ² につき1日 | 300円 | |
| 園路(約3,600m ²) | | 20m ² につき1日 | 500円 | |
| 管理棟(休憩室) | | 1時間につき | 100円 | |
| 仮設ステージ(幅8,150mm×奥行4,500mm×高さ900mm) | | 1回につき | 800円 | |

議案第 12 号

笛吹市営住宅条例等の一部改正について

笛吹市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市営住宅条例等の一部を改正する条例

(笛吹市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市営住宅条例(平成 16 年笛吹市条例第 175 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「予約者」の次に「及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(笛吹市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市特定公共賃貸住宅条例(平成 16 年笛吹市条例第 176 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「(以下)を「又は山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受け、かつ、現に同居し、若しくは同居しようとする者(以下これらを総称して)に改める。

(笛吹市若者定住促進市単住宅条例の一部改正)

第 3 条 笛吹市若者定住促進市単住宅条例(平成 18 年笛吹市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「予約者」の次に「及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(笛吹市定住促進住宅条例の一部改正)

第 4 条 笛吹市定住促進住宅条例(平成 22 年笛吹市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「予約者」の次に「及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

多様性を認め合う共生社会づくりに資するため、山梨県パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓者を市営住宅の入居資格者に追加することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市営住宅条例(平成16年笛吹市条例第175号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条に規定する被災者等にあっては第3号及び第5号)の条件を具备する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者<u>及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者</u>を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条に規定する被災者等にあっては第3号及び第5号)の条件を具备する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者_____を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> |

【第2条関係】笛吹市特定公共賃貸住宅条例(平成16年笛吹市条例第176号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、省令第1条第1号に規定する同居親族等又は山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受け、かつ、現に同居し、若しくは同居しようとする者(以下これらを総称して「同居親族等」という。)があるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、省令第1条第1号に規定する同居親族等(以下 「同居親族等」という。)があるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

【第3条関係】笛吹市若者定住促進市単住宅条例(平成18年笛吹市条例第73号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市単住宅に入居することのできる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者<u>及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者</u>を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市単住宅に入居することのできる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者_____を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

【第4条関係】笛吹市定住促進住宅条例(平成22年笛吹市条例第30号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者<u>及び山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき山梨県パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者</u>を含む。以下同じ。)があること。 ただし、単身者で市内に勤務地を有している場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者_____を含む。以下同じ。)があること。 ただし、単身者で市内に勤務地を有している場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

議案第 13 号

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正について

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例(平成 26 年笛吹市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政区が運営管理する施設等の簡易水道等の基本料金、超過料金及びメータ一使用料について、その公益性を鑑み、減免期間を 5 年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例(平成26年笛吹市条例第7号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(料金の減免)</p> <p>第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるものについては、この条例によって納付しなければならない料金を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加入加算金 (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 (3) 不可抗力による漏水に起因する料金 <p>3 前項に規定するものほか、行政区が管理運営する施設等における料金について減免の対象とし、料金の減免の額は、第6条で定める基本料金の額の100分の50、超過料金及びメーター使用料とする。</p> <p>附 則(平成26年3月13日条例第7号)</p> <p>(料金の減免の有効期限)</p> <p>2 第9条第3項の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。</p> | <p>(料金の減免)</p> <p>第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるものについては、この条例によって納付しなければならない料金を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により減免することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加入加算金 (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 (3) 不可抗力による漏水に起因する料金 <p>3 前項に規定するものほか、行政区が管理運営する施設等における料金について減免の対象とし、料金の減免の額は、第6条で定める基本料金の額の100分の50、超過料金及びメーター使用料とする。</p> <p>附 則(平成26年3月13日条例第7号)</p> <p>(料金の減免の有効期限)</p> <p>2 第9条第3項の規定は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。</p> |

議案第 14 号

笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正について

笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部を改正する条例

(笛吹市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 笛吹市水道事業給水条例(平成 18 年笛吹市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(笛吹市水道法施行条例の一部改正)

第 2 条 笛吹市水道法施行条例(平成 25 年笛吹市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部が改正されたことに伴い、水道の整備及び管理行政に係る所管を厚生労働省から国土交通省又は環境省に移管するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】笛吹市水道事業給水条例(平成18年笛吹市条例第59号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (給水装置の新設等の申込み) 第9条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の 国土交通省令 で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならぬ。 2~4 (略) | (給水装置の新設等の申込み) 第9条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の 厚生労働省令 で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならぬ。 2~4 (略) |

【第2条関係】笛吹市水道法施行条例(平成25年笛吹市条例第7号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 国土交通大臣及び環境大臣 の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 (略) | (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 厚生労働大臣 の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 (略) |

議案第 15 号

笛吹市社会体育施設条例の一部改正について

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会体育施設条例(平成 16 年笛吹市条例第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笛吹市芦川テニスコートの項を削る。

「

別表の 2 の表中

笛吹市芦川テニスコート

を

」

削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

笛吹市芦川テニスコートを廃止することに伴い、同施設を社会体育施設から除外するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------------|-------------------|-----------------------------------|---------|-----------------------|-----------------|---|---------|----------------------|-----------------------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|-----------|---|-----|-------------------|-------------|---------|-----------------------|----|--------------------|---------|----------------------|---------|---------------------|-----------|--------------------|-----------|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市多目的広場</td><td>笛吹市石和町砂原862番地の1</td></tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場 | (略) | 笛吹市多目的広場 | 笛吹市石和町砂原862番地の1 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川テニスコート</td><td>笛吹市芦川町新井原834番地</td></tr> <tr> <td>笛吹市多目的広場</td><td>笛吹市石和町砂原862番地の1</td></tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場 | (略) | 笛吹市芦川テニスコート | 笛吹市芦川町新井原834番地 | 笛吹市多目的広場 | 笛吹市石和町砂原862番地の1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市多目的広場 | 笛吹市石和町砂原862番地の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設～笛吹市芦川スポーツ広場 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市芦川テニスコート | 笛吹市芦川町新井原834番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市多目的広場 | 笛吹市石和町砂原862番地の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表(第9条、第10条関係) | 別表(第9条、第10条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (略) | 1 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 テニスコート | 2 テニスコート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>使用料 (1面1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市御坂テニスコート</td><td>団体 100円</td></tr> <tr> <td>笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート</td><td>個人</td></tr> <tr> <td>笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート</td><td>一般 100円</td></tr> <tr> <td>笛吹市境川スポーツセンター テニスコート</td><td>高校生 70円</td></tr> <tr> <td>笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート</td><td>小・中学生 50円</td></tr> <tr> <td></td><td>学齢前幼児 30円</td></tr> </tbody> </table> | 施設名 | 使用料 (1面1時間当たり) | 笛吹市御坂テニスコート | 団体 100円 | 笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート | 個人 | 笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート | 一般 100円 | 笛吹市境川スポーツセンター テニスコート | 高校生 70円 | 笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート | 小・中学生 50円 | | 学齢前幼児 30円 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>使用料 (1面1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笛吹市御坂テニスコート</td><td>団体 100円</td></tr> <tr> <td>笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート</td><td>個人</td></tr> <tr> <td>笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート</td><td>一般 100円</td></tr> <tr> <td>笛吹市境川スポーツセンター テニスコート</td><td>高校生 70円</td></tr> <tr> <td>笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート</td><td>小・中学生 50円</td></tr> <tr> <td>笛吹市芦川テニスコート</td><td>学齢前幼児 30円</td></tr> </tbody> </table> | 施設名 | 使用料 (1面1時間当たり) | 笛吹市御坂テニスコート | 団体 100円 | 笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート | 個人 | 笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート | 一般 100円 | 笛吹市境川スポーツセンター テニスコート | 高校生 70円 | 笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート | 小・中学生 50円 | 笛吹市芦川テニスコート | 学齢前幼児 30円 |
| 施設名 | 使用料 (1面1時間当たり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市御坂テニスコート | 団体 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート | 個人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート | 一般 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市境川スポーツセンター テニスコート | 高校生 70円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート | 小・中学生 50円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学齢前幼児 30円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 使用料 (1面1時間当たり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市御坂テニスコート | 団体 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市御坂テニス＆キッズ広場 テニスコート | 個人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市一宮スポーツ広場 テニスコート | 一般 100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市境川スポーツセンター テニスコート | 高校生 70円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市春日居スポーツ広場 テニスコート | 小・中学生 50円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 笛吹市芦川テニスコート | 学齢前幼児 30円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------|---|---------------|---|
| 笛吹市石和中央テニスコート | 団体 200円 個人 一般 200円 高校生 140円 小・中学生 100円 学齢前幼児 60円 | 笛吹市石和中央テニスコート | 団体 200円 個人 一般 200円 高校生 140円 小・中学生 100円 学齢前幼児 60円 |
| 3~13 (略) | | | 3~13 (略) |

議案第 16 号

笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 1 号

笛吹市社会教育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会教育施設条例(平成 27 年笛吹市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の表を次のように改める。

8 笛吹市若彦路ふれあいセンター

| 利用区分 | 使用料 (1 時間当たり) |
|--------|------------------|
| 研修室(大) | 200 円 |
| 研修室(中) | |
| 研修室(小) | |
| 陶芸室 | 400 円 |

別表第 1 の 10 の表中「パソコンルーム」を「会議室 1」に、「農業体験室」を「会議室 2」に、「会議室」を「会議室 3」に改める。

別表第 2 の 2 の表パソコン(パソコンルーム)1 台の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹市若彦路ふれあいセンター本館の所管替え及び笛吹市あぐり情報ステーションの利用区分の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会教育施設条例(平成27年笛吹市条例第24号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 別表第1(第9条、第10条関係) 1~7 (略) 8 笛吹市若彦路ふれあいセンター | 別表第1(第9条、第10条関係) 1~7 (略) 8 笛吹市若彦路ふれあいセンター |
| 利用区分 | 使用料 (1時間当たり) |
| 研修室(大) | 200円 |
| 研修室(中) | |
| 研修室(小) | |
| 陶芸室 | 400円 |
| 9 (略) | |
| 10 笛吹市あぐり情報ステーション | |
| 利用区分 | 使用料 (1時間当たり) |
| ハイビジョンホール(IT研) | 900円 |
| 利用区分 | 使用料 (1時間当たり) |
| ホール | 200円 |
| 小会議室 | |
| 研修室(大) | |
| 研修室(中) | |
| 研修室(小) | |
| 和室A | |
| 和室B | |
| 陶芸室 | 400円 |
| 展示ホール | 900円 |
| 9 (略) | |
| 10 笛吹市あぐり情報ステーション | |
| 利用区分 | 使用料 (1時間当たり) |
| ハイビジョンホール(IT研) | 900円 |

| | |
|----------------------|------|
| 修室)全室利用 | |
| ハイビジョンホール(IT研修室)分割利用 | 400円 |
| 会議室1 | 300円 |
| 会議室2 | |
| 会議室3 | |

11～13 (略)

別表第2(第9条、第10条関係)

1 (略)

2 設備器具使用料

| 区分 | 使用料 (1回当たり) |
|---------------------|----------------|
| ハイビジョンシアター・映像音響装置一式 | 3,000円 |

※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。

| | |
|----------------------|------|
| 修室)全室利用 | |
| ハイビジョンホール(IT研修室)分割利用 | 400円 |
| パソコンルーム | 300円 |
| 農業体験室 | |
| 会議室 | |

11～13 (略)

別表第2(第9条、第10条関係)

1 (略)

2 設備器具使用料

| 区分 | 使用料 (1回当たり) |
|------------------------|----------------|
| ハイビジョンシアター・映像音響装置一式 | 3,000円 |
| パソコン(パソコンルーム)1台 | 100円 |

※ 笛吹市あぐり情報ステーションに限る。

議案第 17 号

笛吹市消防手数料条例の一部改正について

笛吹市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市消防手数料条例の一部を改正する条例

笛吹市消防手数料条例(平成 18 年笛吹市条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の部(6)の項手数料の金額の欄中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に、「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に、「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に、「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に、「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に、「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に、「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、手数料の額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市消防手数料条例(平成18年笛吹市条例第78号)新旧対照表

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 別表第2(第2条関係) | | | 別表第2(第2条関係) | | |
| 事務の種別 | 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 | 事務の種別 | 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 |
| 1 (略) | (略) | (略) | 1 (略) | (略) | (略) |
| 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務 | (1)～(5) (略) 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務に係る審査 | (略) (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円 イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,720,000円 ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式 | 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務に係る審査 | (1)～(5) (略) 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務に係る審査 | (略) (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円 イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円 ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5 万キロリットル以上10万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が1 0万キロリットル以上20万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>2,740,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が2 0万キロリットル以上30万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が3 0万キロリットル以上40万キ</p> | |
| | <p>特定屋外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5 万キロリットル以上10万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が1 0万キロリットル以上20万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が2 0万キロリットル以上30万キ ロリットル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク 貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が3 0万キロリットル以上40万キ</p> | |

| | | | | | |
|--------------|-----|--|--------------|-----|--|
| | | <p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> | | | <p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> |
| (7)～(19) (略) | (略) | (略) | (7)～(19) (略) | (略) | (略) |
| 3～8 (略) | (略) | (略) | 3～8 (略) | (略) | (略) |

議案第 18 号

笛吹市ふれあいの家条例の廃止について

笛吹市ふれあいの家条例を廃止する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市ふれあいの家条例を廃止する条例

笛吹市ふれあいの家条例(平成 18 年笛吹市条例第 100 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

老朽化した笛吹市ふれあいの家を除却することに伴い、条例を廃止する必要がある。これが、本条例案を提出する理由である。

議案第 19 号

令和 5 年度笛吹市一般会計補正予算(第 9 号)について
令和 5 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 238,856 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,356,312 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市税 | | 8,812,257 | 19,800 | 8,832,057 |
| | 5 入湯税 | 72,659 | 19,800 | 92,459 |
| 11 地方交付税 | | 8,491,383 | 187,651 | 8,679,034 |
| | 1 地方交付税 | 8,491,383 | 187,651 | 8,679,034 |
| 15 国庫支出金 | | 5,980,060 | △42,179 | 5,937,881 |
| | 1 国庫負担金 | 4,082,995 | 3,009 | 4,086,004 |
| | 2 国庫補助金 | 1,879,172 | △45,319 | 1,833,853 |
| | 3 国庫委託金 | 17,893 | 131 | 18,024 |
| 16 県支出金 | | 2,826,018 | △13,220 | 2,812,798 |
| | 1 県負担金 | 1,821,822 | △6,685 | 1,815,137 |
| | 2 県補助金 | 855,243 | △2,425 | 852,818 |
| | 3 県委託金 | 148,953 | △4,110 | 144,843 |
| 18 寄附金 | | 3,151,540 | 3,257 | 3,154,797 |
| | 1 寄附金 | 3,151,540 | 3,257 | 3,154,797 |
| 19 繰入金 | | 5,067,541 | △39,968 | 5,027,573 |
| | 2 基金繰入金 | 5,017,390 | △39,968 | 4,977,422 |
| 21 諸収入 | | 280,489 | 3,315 | 283,804 |
| | 4 雑入 | 217,341 | 3,315 | 220,656 |
| 22 市債 | | 3,914,124 | 120,200 | 4,034,324 |
| | 1 市債 | 3,914,124 | 120,200 | 4,034,324 |
| 歳 入 合 計 | | 43,117,456 | 238,856 | 43,356,312 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 |
|----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 2 総務費 | | 5,733,026 | △30,304 | 5,702,722 |
| | 1 総務管理費 | 5,075,178 | △37,970 | 5,037,208 |
| | 2 徴税費 | 374,577 | 2,440 | 377,017 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 240,856 | 5,091 | 245,947 |
| | 5 統計調査費 | 6,700 | 135 | 6,835 |
| 3 民生費 | | 14,302,979 | 81,687 | 14,384,666 |
| | 1 社会福祉費 | 6,617,826 | 18,691 | 6,636,517 |
| | 2 児童福祉費 | 6,034,484 | 62,880 | 6,097,364 |
| | 3 生活保護費 | 1,650,669 | 116 | 1,650,785 |
| 4 衛生費 | | 2,308,698 | △1,362 | 2,307,336 |
| | 1 保健衛生費 | 1,154,857 | 2,296 | 1,157,153 |
| | 2 環境衛生費 | 561,470 | △4,000 | 557,470 |
| | 4 環境対策費 | 104,958 | 342 | 105,300 |
| 6 農林水産業費 | | 1,076,447 | 138,882 | 1,215,329 |
| | 1 農業費 | 1,001,019 | 138,882 | 1,139,901 |
| 7 商工費 | | 738,053 | 148 | 738,201 |
| | 1 商工費 | 738,053 | 148 | 738,201 |
| 8 土木費 | | 3,324,173 | △40,872 | 3,283,301 |
| | 1 土木管理費 | 191,620 | 3,422 | 195,042 |
| | 2 道路橋梁費 | 1,447,418 | △26,093 | 1,421,325 |
| | 4 都市計画費 | 1,598,857 | △18,201 | 1,580,656 |
| 9 消防費 | | 1,841,066 | 111 | 1,841,177 |
| | 1 消防費 | 1,841,066 | 111 | 1,841,177 |
| 10 教育費 | | 4,048,759 | △8,028 | 4,040,731 |
| | 1 教育総務費 | 745,735 | △23,427 | 722,308 |
| | 2 小学校費 | 596,645 | 7,056 | 603,701 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|----------------|--------------|----------------|
| | 3 中学校費 | 千円 771, 525 | 千円 1, 346 | 千円 772, 871 |
| | 4 社会教育費 | 888, 476 | 3, 375 | 891, 851 |
| | 5 保健体育費 | 233, 462 | 141 | 233, 603 |
| | 6 学校給食費 | 812, 916 | 3, 481 | 816, 397 |
| 13 諸支出金 | | 3, 919, 933 | 98, 594 | 4, 018, 527 |
| | 2 基金費 | 3, 919, 933 | 98, 594 | 4, 018, 527 |
| 歳 出 合 計 | | 43, 117, 456 | 238, 856 | 43, 356, 312 |

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|-------------|---------------------|---------|
| 9 消防費 | 1 消防費 | 防災関連計画策定事業 | 31,801 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 電子市役所構築事業 | 748 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | ネットワーク基盤維持管理事業 | 2,376 |
| 2 総務費 | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍事務 | 8,580 |
| 2 総務費 | 3 戸籍住民基本台帳費 | 住民基本台帳事務 | 3,850 |
| 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 私立保育所等施設整備事業 | 22,588 |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルス感染症予防接種事業 | 3,256 |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 子どもの予防接種事業 | 556 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 県営畠地帯総合整備事業 | 207,076 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 中山間地域総合整備事業 | 20,100 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 農業施設整備事業 | 21,036 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 土地改良施設維持管理事業 | 6,788 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 市単独道路改良事業 | 48,128 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 通学路緊急対策事業 | 6,500 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 市道1-5号線・1-8号線道路改良事業 | 6,428 |

2. 変更

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 変更前 | 変更後 |
|-------|---------|-----------------|---------|---------|
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 新山梨環状道路関連道路整備事業 | 114,949 | 161,069 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 市単独道路改良事業 | 75,000 | 106,070 |

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 : 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------|----------------------|-----|
| 小学校学校教育事業 | 令和5年度 から 令和8年度 | 711 |
| 中学校学校教育事業 | 令和5年度 から 令和8年度 | 894 |

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|----------------|-----------|------------|--|---|-----------|------------|-----|--------------|
| | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | 限 度 額 | 起債の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 合 併 特 例 債 | 433,200 | 証 書 | 年5.0% | 政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 | 568,500 | 補正前 | 補正前 | 補正前 |
| 学校教育施設等整備事業債 | 328,200 | 又 は | 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借りれる 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率とす る。) | 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。 | 330,400 | に同じ | に同じ | に同じ |
| 社会福祉施設整備事業債 | 76,400 | 証 券 | | | 62,200 | | | |
| 公共施設等適正管理推進事業債 | 201,900 | 發 行 | | | 198,800 | | | |
| 合 計 | 1,039,700 | | | | 1,159,900 | | | |

議案第 20 号

令和 5 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,112 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,405,297 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 |
|----------|---|-------------|-------------|-----------|
| 4 總支出手 | | 5,128,415 | 120,000 | 5,248,415 |
| 1 總補助金 | | 5,128,415 | 120,000 | 5,248,415 |
| 6 繰入手 | | 608,582 | 9,112 | 617,694 |
| 1 他会計繰入金 | | 608,582 | 9,112 | 617,694 |
| 歳 入 合 計 | | 8,276,185 | 129,112 | 8,405,297 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総務費 | | 136,294 | 617 | 136,911 |
| | 1 総務管理費 | 131,086 | 493 | 131,579 |
| | 2 徴税費 | 4,932 | 124 | 5,056 |
| 2 保険給付費 | | 4,978,941 | 120,000 | 5,098,941 |
| | 1 療養諸費 | 4,304,063 | 120,000 | 4,424,063 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | | 2,394,207 | 0 | 2,394,207 |
| | 1 医療給付費分 | 1,637,547 | 0 | 1,637,547 |
| | 2 後期高齢者支援金等分 | 555,272 | 0 | 555,272 |
| | 3 介護納付金分 | 201,388 | 0 | 201,388 |
| 6 保健事業費 | | 99,227 | 142 | 99,369 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 51,794 | 142 | 51,936 |
| 10 予備費 | | 11,169 | 8,353 | 19,522 |
| | 1 予備費 | 11,169 | 8,353 | 19,522 |
| 歳 出 合 計 | | 8,276,185 | 129,112 | 8,405,297 |

議案第 21 号

令和 5 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について
令和 5 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,108 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,600,513 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|-----------|-------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 3 国庫支出金 | | 1,694,743 | 146 | 1,694,889 |
| | 1 国庫負担金 | 1,208,444 | 66 | 1,208,510 |
| | 2 国庫補助金 | 486,299 | 80 | 486,379 |
| 5 県支出金 | | 951,539 | 39 | 951,578 |
| | 2 県補助金 | 54,441 | 39 | 54,480 |
| 7 繰入金 | | 1,133,748 | 923 | 1,134,671 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,133,748 | 923 | 1,134,671 |
| 歳 入 合 計 | | 7,599,405 | 1,108 | 7,600,513 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|--------------|-----------|-------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総務費 | | 179,108 | 884 | 179,992 |
| | 2 徴収費 | 5,763 | 129 | 5,892 |
| | 3 介護認定審査会費 | 62,250 | 755 | 63,005 |
| 4 地域支援事業費 | | 348,428 | 308 | 348,736 |
| | 2 包括的支援事業費 | 158,450 | 211 | 158,661 |
| | 3 任意事業費 | 16,151 | 97 | 16,248 |
| 6 諸支出金 | | 151,933 | 179 | 152,112 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 103,897 | 179 | 104,076 |
| 7 予備費 | | 7,301 | △263 | 7,038 |
| | 1 予備費 | 7,301 | △263 | 7,038 |
| 歳 出 合 計 | | 7,599,405 | 1,108 | 7,600,513 |

議案第 22 号

令和 5 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 5 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,001 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,823,719 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|---|-----------|--------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 767,205 | 36,001 | 803,206 |
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 767,205 | 36,001 | 803,206 |
| 歳 入 合 計 | | 1,787,718 | 36,001 | 1,823,719 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 |
|---|----------------|-------------|-------------|-----------|
| 2 | 後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,749,540 | 36,001 | 1,785,541 |
| 1 | 後期高齢者医療広域連合納付金 | 1,749,540 | 36,001 | 1,785,541 |
| | 歳 出 合 計 | 1,787,718 | 36,001 | 1,823,719 |

議案第 23 号

令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第3号)

について

令和 5 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,535 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|---------|--------|-------|--------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 分担金及び負担金 | | 57,899 | 136 | 58,035 |
| 1 負担金 | | 57,899 | 136 | 58,035 |
| | 歳 入 合 計 | 91,399 | 136 | 91,535 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|---------|--------|-------|--------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 総務費 | | 73,358 | 136 | 73,494 |
| | 1 総務管理費 | 73,358 | 136 | 73,494 |
| | 歳 出 合 計 | 91,399 | 136 | 91,535 |

議案第 24 号

令和 5 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 4 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第24号 別冊

令和 5 年度

笛吹市水道事業会計補正予算
(第 4 号)

令和5年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| 取 入 | (科 目) | (既決予算額) | (補正予算額) | (計) |
|-----|--------|--------------|-------------|--------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | 1,872,035 千円 | △ 972 千円 | 1,871,063 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 510,905 千円 | △ 972 千円 | 509,933 千円 |
| 支 出 | (科 目) | (既決予算額) | (補正予算額) | (計) |
| 第1款 | 水道事業費用 | 1,872,035 千円 | △ 972 千円 | 1,871,063 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 1,740,335 千円 | △ 21,972 千円 | 1,718,363 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 125,700 千円 | 21,000 千円 | 146,700 千円 |

第3条 予算第9条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

| (既決予算額) | (補正予算額) | (計) |
|------------|------------|------------|
| 385,307 千円 | △ 4,000 千円 | 381,307 千円 |

令和5年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 備 考 |
|----------|---------|-----------|---------------|---------------|-----------|-----|
| 1 水道事業収益 | | | 1,872,035 | △ 972 | 1,871,063 | |
| | 2 営業外収益 | | 510,905 | △ 972 | 509,933 | |
| | | 2 他会計補助金 | 385,307 | △ 4,000 | 381,307 | |
| | | 4 長期前受金戻入 | 121,672 | 3,028 | 124,700 | |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 備 考 |
|----------|---------|------------------|---------------|---------------|-----------|-----|
| 1 水道事業費用 | | | 1,872,035 | △ 972 | 1,871,063 | |
| | 1 営業費用 | | 1,740,335 | △ 21,972 | 1,718,363 | |
| | | 1 原水及び浄水費 | 744,122 | △ 8,000 | 736,122 | |
| | | 5 減価償却費 | 626,175 | △ 14,361 | 611,814 | |
| | | 7 その他営業費用 | 2,153 | 389 | 2,542 | |
| | 2 営業外費用 | | 125,700 | 21,000 | 146,700 | |
| | | 3 消費税及び 地方消費税 | 9,229 | 21,000 | 30,229 | |

令和5年度 準正予算内訳書
収益的収入及び支出

収 入

| 款・項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 明 細 | | |
|----------|-----------|---------------|---------------|-----------|---------|------------|-----|
| | | | | | 節・細節 | 金額 (千円) | 附 記 |
| 1 水道事業収益 | | 1,872,035 | △ 972 | 1,871,063 | | | |
| 2 営業外収益 | | 510,905 | △ 972 | 509,933 | | | |
| | 2 他会計補助金 | 385,307 | △ 4,000 | 381,307 | 他会計補助金 | △ 4,000 | |
| | 4 長期前受金戻入 | 121,672 | 3,028 | 124,700 | 長期前受金戻入 | 3,028 | |

支 出

| 款・項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 明 細 | | |
|----------|------------------|---------------|---------------|-----------|-----------------|------------|-----|
| | | | | | 節・細節 | 金額 (千円) | 附 記 |
| 1 水道事業費用 | | 1,872,035 | △ 972 | 1,871,063 | | | |
| 1 営業費用 | | 1,740,335 | △ 21,972 | 1,718,363 | | | |
| | 1 原水及び浄水費 | 744,122 | △ 8,000 | 736,122 | 委託料 | △ 3,000 | |
| | | | | | 薬品費 | △ 5,000 | |
| | 5 減価償却費 | 626,175 | △ 14,361 | 611,814 | 有形固定資産 減価償却費 | △ 14,361 | |
| | 7 その他営業費用 | 2,153 | 389 | 2,542 | 材料売却原価 | 389 | |
| 2 営業外費用 | | 125,700 | 21,000 | 146,700 | | | |
| | 3 消費税及び 地方消費税 | 9,229 | 21,000 | 30,229 | 消費税及び 地方消費税 | 21,000 | |

議案第 25 号

令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)について
令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、別冊に定める
ところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第25号 別冊

令和 5 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 3 号)

令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| 収 入 | (科 目) | (既決予算額) | (補正予算額) | (計) |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|
| 第1款 | 下 水 道 事 業 収 益 | 1,841,150 千円 | △ 1,160 千円 | 1,839,990 千円 |
| 第1項 | 営 業 収 益 | 676,578 千円 | 5,000 千円 | 681,578 千円 |
| 第2項 | 営 業 外 収 益 | 1,164,431 千円 | △ 6,160 千円 | 1,158,271 千円 |
| 支 出 | (科 目) | (既決予算額) | (補正予算額) | (計) |
| 第1款 | 下 水 道 事 業 費 用 | 1,841,150 千円 | △ 1,160 千円 | 1,839,990 千円 |
| 第1項 | 営 業 費 用 | 1,632,642 千円 | 753 千円 | 1,633,395 千円 |
| 第2項 | 営 業 外 費 用 | 200,408 千円 | △ 1,913 千円 | 198,495 千円 |

第3条 予算第10条に定めた一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予算額)

785,908 千円

(補正予算額)

△ 5,000 千円

(計)

780,908 千円

令和5年度 補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 備 考 |
|-----------|---------|-----------|---------------|---------------|-----------|-----|
| 1 下水道事業収益 | | | 1,841,150 | △ 1,160 | 1,839,990 | |
| | 1 営業収益 | | 676,578 | 5,000 | 681,578 | |
| | | 1 下水道使用料 | 675,302 | 5,000 | 680,302 | |
| | 2 営業外収益 | | 1,164,431 | △ 6,160 | 1,158,271 | |
| | | 2 他会計補助金 | 749,968 | △ 5,000 | 744,968 | |
| | | 6 長期前受金戻入 | 414,324 | △ 1,160 | 413,164 | |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 備 考 |
|-----------|---------|---------|---------------|---------------|-----------|-----|
| 1 下水道事業費用 | | | 1,841,150 | △ 1,160 | 1,839,990 | |
| | 1 営業費用 | | 1,632,642 | 753 | 1,633,395 | |
| | | 5 減価償却費 | 1,050,963 | △ 2,538 | 1,048,425 | |
| | | 6 資産減耗費 | 1 | 3,291 | 3,292 | |
| | 2 営業外費用 | | 200,408 | △ 1,913 | 198,495 | |
| | | 3 雜支出 | 18,220 | △ 1,913 | 16,307 | |

令和5年度 準正予算内訳書
収益的収入及び支出

収 入

| 款・項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 明 細 | | |
|-----------|-----------|---------------|---------------|-----------|---------|-------------|-----|
| | | | | | 節・細節 | 金 額 (千円) | 附 記 |
| 1 下水道事業収益 | | 1,841,150 | △ 1,160 | 1,839,990 | | | |
| 1 営業収益 | | 676,578 | 5,000 | 681,578 | | | |
| | 1 下水道使用料 | 675,302 | 5,000 | 680,302 | 下水道使用料 | 5,000 | |
| 2 営業外収益 | | 1,164,431 | △ 6,160 | 1,158,271 | | | |
| | 2 他会計補助金 | 749,968 | △ 5,000 | 744,968 | 一般会計補助金 | △ 5,000 | |
| | 6 長期前受金戻入 | 414,324 | △ 1,160 | 413,164 | 長期前受金戻入 | △ 1,160 | |

支 出

| 款・項 | 目 | 既決予定額 (千円) | 補正予定額 (千円) | 計 (千円) | 明 細 | | |
|-----------|---------|---------------|---------------|-----------|-----------------|-------------|-----|
| | | | | | 節・細節 | 金 額 (千円) | 附 記 |
| 1 下水道事業費用 | | 1,841,150 | △ 1,160 | 1,839,990 | | | |
| 1 営業費用 | | 1,632,642 | 753 | 1,633,395 | | | |
| | 5 減価償却費 | 1,050,963 | △ 2,538 | 1,048,425 | 有形固定資産 減価償却費 | △ 2,046 | |
| | | | | | 無形固定資産 減価償却費 | △ 492 | |
| | 6 資産減耗費 | 1 | 3,291 | 3,292 | 固定資産除却費 | 3,291 | |
| 2 営業外費用 | | 200,408 | △ 1,913 | 198,495 | | | |
| | 3 雜支出 | 18,220 | △ 1,913 | 16,307 | その他営業外 費用雑支出 | △ 1,913 | |

議案第 26 号

令和 6 年度笛吹市一般会計予算について

令和 6 年度笛吹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,532,795 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる事項及び金額は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費に係る予算額

に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|---|-----------------|
| 1 市税 | | 千円 8,685,884 |
| 1 市民税 | | 3,655,293 |
| 2 固定資産税 | | 3,966,647 |
| 3 軽自動車税 | | 322,226 |
| 4 たばこ税 | | 645,196 |
| 5 入湯税 | | 96,521 |
| 6 都市計画税 | | 1 |
| 2 地方譲与税 | | 274,900 |
| 1 地方揮発油譲与税 | | 61,900 |
| 2 自動車重量譲与税 | | 194,700 |
| 4 森林環境譲与税 | | 18,300 |
| 3 利子割交付金 | | 0 |
| 1 利子割交付金 | | 0 |
| 4 配当割交付金 | | 43,200 |
| 1 配当割交付金 | | 43,200 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 56,400 |
| 1 株式等譲渡所得割交付金 | | 56,400 |
| 6 法人事業税交付金 | | 137,800 |
| 1 法人事業税交付金 | | 137,800 |
| 7 地方消費税交付金 | | 1,702,900 |
| 1 地方消費税交付金 | | 1,702,900 |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | | 37,900 |
| 1 ゴルフ場利用税交付金 | | 37,900 |
| 9 環境性能割交付金 | | 38,400 |
| 1 環境性能割交付金 | | 38,400 |
| 10 地方特例交付金 | | 382,300 |
| 1 地方特例交付金 | | 382,300 |
| 11 地方交付税 | | 8,409,500 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|-----------|
| | | 千円 |
| | 1 地方交付税 | 8,409,500 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 7,900 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 7,900 |
| 13 分担金及び負担金 | | 143,520 |
| | 1 分担金 | 1,980 |
| | 2 負担金 | 141,540 |
| 14 使用料及び手数料 | | 195,333 |
| | 1 使用料 | 115,310 |
| | 2 手数料 | 80,023 |
| 15 国庫支出金 | | 4,721,217 |
| | 1 国庫負担金 | 3,888,534 |
| | 2 国庫補助金 | 814,187 |
| | 3 国庫委託金 | 18,496 |
| 16 県支出金 | | 2,422,973 |
| | 1 県負担金 | 1,524,196 |
| | 2 県補助金 | 765,889 |
| | 3 県委託金 | 132,888 |
| 17 財産収入 | | 84,944 |
| | 1 財産運用収入 | 84,941 |
| | 2 財産売扱収入 | 3 |
| 18 寄附金 | | 3,133,030 |
| | 1 寄附金 | 3,133,030 |
| 19 繰入金 | | 5,944,931 |
| | 2 基金繰入金 | 5,944,931 |
| 20 繰越金 | | 400,000 |
| | 1 繰越金 | 400,000 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|--------------|---------------|
| 21 諸収入 | | 千円 271,763 |
| | 1 延滞金加算金及び過料 | 25,000 |
| | 2 市預金利子 | 40 |
| | 3 受託事業収入 | 42,886 |
| | 4 雜入 | 203,837 |
| 22 市債 | | 5,438,000 |
| | 1 市債 | 5,438,000 |
| | 歳 入 合 計 | 42,532,795 |

歲 出

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-------------|---------------|
| 1 議會費 | | 千円 223,812 |
| | 1 議會費 | 223,812 |
| 2 總務費 | | 5,679,507 |
| | 1 總務管理費 | 5,008,361 |
| | 2 徵稅費 | 346,126 |
| | 3 戶籍住民基本台帳費 | 227,852 |
| | 4 選舉費 | 82,282 |
| | 5 統計調查費 | 13,505 |
| | 6 監查委員費 | 1,381 |
| 3 民生費 | | 14,261,970 |
| | 1 社會福祉費 | 6,528,016 |
| | 2 兒童福祉費 | 6,166,848 |
| | 3 生活保護費 | 1,567,106 |
| 4 衛生費 | | 1,908,581 |
| | 1 保健衛生費 | 761,389 |
| | 2 環境衛生費 | 560,408 |
| | 3 清掃費 | 464,929 |
| | 4 環境対策費 | 121,855 |
| 5 勞働費 | | 16,239 |
| | 1 勞働諸費 | 16,239 |
| 6 農林水產業費 | | 962,851 |
| | 1 農業費 | 901,299 |
| | 2 林業費 | 61,552 |
| 7 商工費 | | 452,875 |
| | 1 商工費 | 452,875 |
| 8 土木費 | | 2,878,034 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|------------|
| | 1 土木管理費 | 182,740 |
| | 2 道路橋梁費 | 823,516 |
| | 3 河川費 | 248,125 |
| | 4 都市計画費 | 1,597,835 |
| | 5 住宅費 | 25,818 |
| 9 消防費 | | 1,563,895 |
| | 1 消防費 | 1,563,895 |
| 10 教育費 | | 5,641,168 |
| | 1 教育総務費 | 950,101 |
| | 2 小学校費 | 752,985 |
| | 3 中学校費 | 1,596,401 |
| | 4 社会教育費 | 862,400 |
| | 5 保健体育費 | 639,850 |
| | 6 学校給食費 | 839,431 |
| 12 公債費 | | 5,777,361 |
| | 1 公債費 | 5,777,361 |
| 13 諸支出金 | | 3,136,502 |
| | 2 基金費 | 3,136,502 |
| 14 予備費 | | 30,000 |
| | 1 予備費 | 30,000 |
| 歳出合計 | | 42,532,795 |

第2表 繰越明許費

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|-----------|---------|
| 9 消防費 | 1 消防費 | 消防車両等整備事業 | 175,248 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 消防備品整備事業 | 75,305 |

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|--------------------------------|-----------------------|---------|
| 議会議事録作成業務委託及び議会だより作成業務委託 | 令和7年度 | 2,143 |
| AIデマンド交通導入事業 | 令和7年度 から 令和10年度 | 313,048 |
| 市誌編さん事業 | 令和7年度 から 令和10年度 | 24,774 |
| 令和9年度固定資産評価替えに係る固定資産基礎資料整備業務委託 | 令和7年度 から 令和8年度 | 29,690 |
| 児童発達支援センター設置支援事業 | 令和6年度 から 令和7年度 | 120,000 |
| 公立保育所AED賃貸借料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 1,792 |
| 公立保育所ICTシステム使用料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 11,408 |
| 公立保育所タブレット使用料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 15,680 |
| 公立保育所電解水生成装置賃貸借料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 7,860 |
| 農業施設関連地域要望事業 | 令和6年度 から 令和7年度 | 8,000 |
| うかい屋及び進入路土地借地料 | 令和7年度 から 令和8年度 | 692 |
| みさか桃源郷公園用地賃借料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 2,240 |

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|--------------------------|-----------------------|---------|
| 御坂路さくら公園用地賃借料 | 令和7年度 から 令和10年度 | 800 |
| 水路関連地域要望事業 | 令和6年度 から 令和7年度 | 4,000 |
| 道路関連地域要望事業 | 令和6年度 から 令和7年度 | 6,000 |
| 児童生徒用タブレット端末設定作業委託業務 | 令和6年度 から 令和9年度 | 133,587 |
| 御坂中学校校舎等改築事業のうち校舎改築工事請負費 | 令和6年度 から 令和7年度 | 781,000 |
| 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画策定支援業務 | 令和6年度 から 令和7年度 | 9,270 |
| 八代学校給食センターの調理業務等委託事業 | 令和6年度 から 令和9年度 | 133,587 |

第4表 地方債

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------|-----------|---------------|---|---|
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 60,800 | 証借 又 証発 | 年5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れる資 金について、利 率見直しを行 った後において は、当該利 率見直し後 の利率とす る。) | 政府資金につい ては、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するものと する。 ただし、財政その 他の都合により据置 期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借 換えをすることがで きる。 |
| 合 併 特 例 債 | 745,800 | | | |
| 一 般 事 業 債 | 242,500 | | | |
| 社会福祉施設整備事業債 | 978,800 | | | |
| 過疎対策事業債 | 47,900 | | | |
| 過疎対策事業債 (ソ フ ト 分) | 35,000 | | | |
| 公 共 事 業 等 債 | 107,100 | | | |
| 地方道路等整備事業債 | 156,600 | | | |
| 緊急防災・減災事業債 | 134,400 | | | |
| 防 災 対 策 事 業 債 | 113,300 | | | |
| 学校教育施設等整備事業債 | 1,124,100 | | | |
| 施 設 整 備 事 業 債 | 24,000 | | | |
| 借 換 債 | 1,667,700 | | | |
| 合 計 | 5,438,000 | | | |

議案第 27 号

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,848,288 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 島根県歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|---------------|-----------------|
| 1 国民健康保険税 | | 千円 1,823,327 |
| | 1 国民健康保険税 | 1,823,327 |
| 2 使用料及び手数料 | | 1,001 |
| | 1 手数料 | 1,001 |
| 3 国庫支出金 | | 1 |
| | 1 国庫補助金 | 1 |
| 4 県支出金 | | 5,337,225 |
| | 1 県補助金 | 5,337,225 |
| 5 財産収入 | | 385 |
| | 1 財産運用収入 | 385 |
| 6 繰入金 | | 659,345 |
| | 1 他会計繰入金 | 585,395 |
| | 2 基金繰入金 | 73,950 |
| 7 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 8 諸収入 | | 27,003 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 20,002 |
| | 2 雑入 | 7,001 |
| 歳 入 合 計 | | 7,848,288 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 127,943 |
| 1 総務管理費 | | 122,753 |
| 2 徴税費 | | 4,914 |
| 3 運営協議会費 | | 276 |
| 2 保険給付費 | | 5,194,149 |
| 1 療養諸費 | | 4,517,904 |
| 2 高額療養費 | | 642,433 |
| 3 移送費 | | 50 |
| 4 出産育児諸費 | | 28,012 |
| 5 葬祭諸費 | | 5,750 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | | 2,414,562 |
| 1 医療給付費分 | | 1,608,292 |
| 2 後期高齢者支援金等分 | | 592,967 |
| 3 介護納付金分 | | 213,303 |
| 6 保健事業費 | | 92,127 |
| 1 特定健康診査等事業費 | | 52,656 |
| 2 保健事業費 | | 39,471 |
| 7 基金積立金 | | 385 |
| 1 基金積立金 | | 385 |
| 9 諸支出金 | | 9,122 |
| 1 償還金及び還付加算金 | | 9,121 |
| 2 延滞金 | | 1 |
| 10 予備費 | | 10,000 |
| 1 予備費 | | 10,000 |
| 歳出合計 | | 7,848,288 |

議案第 28 号

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,930,349 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|-----------------|
| 1 保険料 | | 千円 1,441,376 |
| | 1 保険料 | 1,441,376 |
| 2 使用料及び手数料 | | 200 |
| | 1 手数料 | 200 |
| 3 国庫支出金 | | 1,617,977 |
| | 1 国庫負担金 | 1,175,850 |
| | 2 国庫補助金 | 442,127 |
| 4 支払基金交付金 | | 1,749,412 |
| | 1 支払基金交付金 | 1,749,412 |
| 5 県支出金 | | 926,604 |
| | 1 県負担金 | 875,331 |
| | 2 県補助金 | 51,273 |
| 6 財産収入 | | 431 |
| | 1 財産運用収入 | 431 |
| 7 繰入金 | | 1,194,262 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,084,262 |
| | 2 基金繰入金 | 110,000 |
| 8 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 9 諸収入 | | 86 |
| | 1 雑入 | 83 |
| | 3 受託事業収入 | 3 |
| 歳 入 合 計 | | 6,930,349 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------------|---|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 176,491 |
| 1 総務管理費 | | 100,812 |
| 2 徴収費 | | 6,695 |
| 3 介護認定審査会費 | | 68,746 |
| 4 計画策定費 | | 105 |
| 5 地域密着型介護サービス運営委員会費 | | 133 |
| 2 保険給付費 | | 6,311,347 |
| 1 介護サービス費 | | 5,760,503 |
| 2 介護予防サービス費 | | 92,952 |
| 3 諸費 | | 7,198 |
| 4 高額サービス費 | | 160,168 |
| 5 特定入所者介護サービス費 | | 272,616 |
| 6 高額医療合算介護サービス等費 | | 17,910 |
| 3 基金積立金 | | 431 |
| 1 基金積立金 | | 431 |
| 4 地域支援事業費 | | 325,295 |
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業費 | | 167,498 |
| 2 包括的支援事業費 | | 138,869 |
| 3 任意事業費 | | 18,438 |
| 4 その他諸費 | | 490 |
| 6 諸支出金 | | 3,000 |
| 1 償還金及び還付加算金 | | 3,000 |
| 7 予備費 | | 113,785 |
| 1 予備費 | | 113,785 |
| 歳 出 合 計 | | 6,930,349 |

第2表 債務負担行為

(単位 : 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-----------------------|----------------------|-------|
| 在宅医療・介護サポートセンター事業業務委託 | 令和7年度 から 令和8年度 | 4,714 |

議案第 29 号

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,131,479 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|---------------|-----------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 千円 1,041,038 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 1,041,038 |
| 2 使用料及び手数料 | | 120 |
| | 1 手数料 | 120 |
| 3 繰入金 | | 1,089,051 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,089,051 |
| 4 繰越金 | | 500 |
| | 1 繰越金 | 500 |
| 5 諸収入 | | 770 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 769 |
| 歳 入 合 計 | | 2,131,479 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|--------------|
| 1 総務費 | | 千円 18,029 |
| | 1 総務管理費 | 13,859 |
| | 2 徴収費 | 4,170 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,112,181 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,112,181 |
| 3 諸支出金 | | 769 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 769 |
| 4 予備費 | | 500 |
| | 1 予備費 | 500 |
| 歳 出 合 計 | | 2,131,479 |

議案第 30 号

令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
令和 6 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76,493 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------|--------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 55,589 |
| | 1 負担金 | 55,589 |
| 2 使用料及び手数料 | | 20,250 |
| | 1 使用料 | 20,250 |
| 3 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 4 諸収入 | | 653 |
| | 1 雜入 | 653 |
| 歳 入 合 計 | | 76,493 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|---------|--------------|
| 1 総務費 | | 千円 74,151 |
| | 1 総務管理費 | 74,151 |
| 2 予備費 | | 2,342 |
| | 1 予備費 | 2,342 |
| | 歳 出 合 計 | 76,493 |

議案第 31 号

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,302 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|--------------|
| 1 繰入金 | | 千円 18,300 |
| | 1 他会計繰入金 | 18,300 |
| 4 財産収入 | | 2 |
| | 1 財産運用収入 | 2 |
| | 歳 入 合 計 | 18,302 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|--------------|
| 1 事業費 | | 千円 17,915 |
| | 1 森林経営管理整備費 | 17,915 |
| 2 基金積立金 | | 2 |
| | 1 基金積立金 | 2 |
| 3 予備費 | | 385 |
| | 1 予備費 | 385 |
| 歳 出 合 計 | | 18,302 |

議案第 32 号

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,213 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|----------|
| 1 県支出金 | | 千円 26 |
| | 1 県補助金 | 26 |
| 3 繰越金 | | 23,875 |
| | 1 繰越金 | 23,875 |
| 4 諸収入 | | 312 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 310 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| | 3 雑入 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 24,213 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-------------|
| 1 総務費 | | 千円 8,164 |
| | 1 総務管理費 | 8,164 |
| 2 事業費 | | 2,025 |
| | 1 造林費 | 2,025 |
| 3 予備費 | | 14,024 |
| | 1 予備費 | 14,024 |
| 歳 出 合 計 | | 24,213 |

議案第 33 号

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
計予算について

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 324 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|---------|
| 1 県支出金 | | 千円 5 |
| | 1 県補助金 | 5 |
| 2 繰越金 | | 236 |
| | 1 繰越金 | 236 |
| 3 諸収入 | | 83 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 83 |
| 歳 入 合 計 | | 324 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 229 |
| | 1 総務管理費 | 229 |
| 2 事業費 | | 10 |
| | 1 造林費 | 10 |
| 3 予備費 | | 85 |
| | 1 予備費 | 85 |
| 歳 出 合 計 | | 324 |

議案第 34 号

令和 6 年度笛吹市稻山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市稻山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,829 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------------|----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 90 |
| | 1 負担金 | 90 |
| 2 県支出金 | | 2 |
| | 1 県補助金 | 2 |
| 4 繰越金 | | 7,676 |
| | 1 繰越金 | 7,676 |
| 5 諸収入 | | 61 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 60 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 7,829 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 398 |
| | 1 総務管理費 | 398 |
| 2 事業費 | | 1,097 |
| | 1 造林費 | 1,097 |
| 3 予備費 | | 6,334 |
| | 1 予備費 | 6,334 |
| 歳 出 合 計 | | 7,829 |

議案第 35 号

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 285 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------------|----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 30 |
| | 1 負担金 | 30 |
| 2 県支出金 | | 1 |
| | 1 県補助金 | 1 |
| 4 繰越金 | | 214 |
| | 1 繰越金 | 214 |
| 5 諸収入 | | 40 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 40 |
| 歳 入 合 計 | | 285 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 111 |
| | 1 総務管理費 | 111 |
| 2 事業費 | | 20 |
| | 1 造林費 | 20 |
| 3 予備費 | | 154 |
| | 1 予備費 | 154 |
| 歳 出 合 計 | | 285 |

議案第 36 号

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,920 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|-----------|
| 2 県支出金 | | 千円 156 |
| | 1 県補助金 | 156 |
| 4 繰越金 | | 22,622 |
| | 1 繰越金 | 22,622 |
| 5 諸収入 | | 142 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 140 |
| | 2 預金利子 | 2 |
| 歳 入 合 計 | | 22,920 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-------------|
| 1 総務費 | | 千円 1,117 |
| | 1 総務管理費 | 1,117 |
| 2 事業費 | | 1,244 |
| | 1 造林費 | 1,244 |
| 3 予備費 | | 20,559 |
| | 1 予備費 | 20,559 |
| 歳 出 合 計 | | 22,920 |

議案第 37 号

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,020 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|---------|
| 1 県支出金 | | 千円 3 |
| | 1 県補助金 | 3 |
| 3 繰越金 | | 1,942 |
| | 1 繰越金 | 1,942 |
| 4 諸収入 | | 75 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 74 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 2,020 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 338 |
| | 1 総務管理費 | 338 |
| 2 事業費 | | 1,119 |
| | 1 造林費 | 1,119 |
| 3 予備費 | | 563 |
| | 1 予備費 | 563 |
| 歳 出 合 計 | | 2,020 |

議案第 38 号

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,473 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------------|---------|
| 1 県支出金 | | 千円 4 |
| | 1 県補助金 | 4 |
| 3 繰越金 | | 1,096 |
| | 1 繰越金 | 1,096 |
| 4 諸収入 | | 86 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 85 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| 6 分担金及び負担金 | | 287 |
| | 1 負担金 | 287 |
| 歳 入 合 計 | | 1,473 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 186 |
| | 1 総務管理費 | 186 |
| 2 事業費 | | 450 |
| | 1 造林費 | 450 |
| 3 予備費 | | 837 |
| | 1 予備費 | 837 |
| 歳 出 合 計 | | 1,473 |

議案第 39 号

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
予算について

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,495 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 959 |
| | 1 負担金 | 959 |
| 2 県支出金 | | 60 |
| | 1 県補助金 | 60 |
| 4 繰越金 | | 8,415 |
| | 1 繰越金 | 8,415 |
| 5 諸収入 | | 61 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 60 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 9,495 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 190 |
| | 1 総務管理費 | 190 |
| 2 事業費 | | 1,040 |
| | 1 造林費 | 1,040 |
| 3 予備費 | | 8,265 |
| | 1 予備費 | 8,265 |
| 歳 出 合 計 | | 9,495 |

議案第 40 号

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計予算について

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 360 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出
予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|---------|
| 2 県支出金 | | 千円 4 |
| | 1 県補助金 | 4 |
| 3 繰越金 | | 266 |
| | 1 繰越金 | 266 |
| 4 諸収入 | | 90 |
| | 1 恩賜林県有財産収入 | 90 |
| 歳 入 合 計 | | 360 |

歳 出

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 千円 103 |
| | 1 総務管理費 | 103 |
| 2 事業費 | | 75 |
| | 1 造林費 | 75 |
| 3 予備費 | | 182 |
| | 1 予備費 | 182 |
| 歳 出 合 計 | | 360 |

議案第 41 号

令和 6 年度笛吹市水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度笛吹市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 29,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 7,410,000 m ³ |
| (3) 1 日平均給水量 | 20,301 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第 1 款 水道事業収益 | 1,840,787 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 1,336,515 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 504,272 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 0 千円 |

支 出

| | |
|--------------|--------------|
| 第 1 款 水道事業費用 | 1,840,787 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 1,686,632 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 148,636 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 2,519 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 3,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 405,884 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 623, 200 千円 |
| 第1項 企業債 | 300, 000 千円 |
| 第2項 出資金 | 68, 264 千円 |
| 第3項 負担金 | 254, 936 千円 |

支 出

| | |
|------------|----------------|
| 第1款 資本的支出 | 1, 029, 084 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 573, 030 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 456, 054 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-------------|----------------|-------------|--|
| 建設改良事業 | 300, 000 千円 | 普通貸借又は 証書借入 | 5.0 % 以内 | 借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100, 000 千円と定める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---------------------------------|---------------------|----------|
| 水道料金徴収等業務委託 (検定満期量水器交換委託の追加) | 令和7年度 ～ 令和8年度 | 20,949千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 145,103千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、373,628千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,960千円と定める。

議案第 42 号

令和 6 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 給湯戸数 | 134 戸 |
| (2) 年間総給湯量 | 227, 000 m ³ |
| (3) 1 日平均給湯量 | 622 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|--------------|------------|
| 第 1 款 温泉事業収益 | 69, 840 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 54, 202 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 15, 638 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 0 千円 |

支 出

| | |
|--------------|------------|
| 第 1 款 温泉事業費用 | 69, 840 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 64, 407 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 2, 704 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 229 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 2, 500 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

| | |
|-----------|-----|
| 第1款 資本的支出 | 0千円 |
| 第1項 建設改良費 | 0千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 7,126千円

(他会計からの補助金)

第8条 収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,529千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、111千円と定める。

議案第 43 号

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 管渠延長距離 | 0.8 km |
| (2) 管渠管理距離 | 403 km |
| (3) 年間接続件数 | 250 件 |
| (4) 年間汚水排水量 | 5,500,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|---------------|--------------|
| 第 1 款 下水道事業収益 | 1,892,488 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 701,317 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 1,191,030 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 141 千円 |

支 出

| | |
|---------------|--------------|
| 第 1 款 下水道事業費用 | 1,892,488 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 1,694,240 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 190,701 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 2,547 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 5,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 744,642 千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 1,292,649 千円

第1項 企業債 596,200 千円

第2項 出資金 410,828 千円

第3項 負担金 221,405 千円

第4項 補助金 64,216 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 2,037,291 千円

第1項 建設改良費 939,244 千円

第2項 企業債償還金 1,097,747 千円

第3項 その他資本的支出 300 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|---------------|----------------|-------------|---|
| 建設改良事業 | 556,200 千円 | 証書借入又は 証券発行 | 5.0 % 以内 | 借入先の融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。 |
| 資本費平準化 | 40,000 千円 | 証書借入又は 証券発行 | 5.0 % 以内 | 借入先の融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|----------------------------------|--------------------------|--------|
| 下水道マンホールポンプ制御盤 設置用地借地料(春日居 1) | 令和 7 年度 ～ 令和 35 年度 | 290 千円 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,842 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、768,477 千円である。

議案第 44 号

令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 290 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 56,000 m ³ |
| (3) 1 日平均給水量 | 153 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|----------------|-----------|
| 第 1 款 簡易水道事業収益 | 30,995 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 3,392 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 27,603 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 0 千円 |

支 出

| | |
|----------------|-----------|
| 第 1 款 簡易水道事業費用 | 30,995 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 30,374 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 304 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 17 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 300 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 965 千円は、損益勘定留保資金等で補て

んするものとする。)

収 入

| | |
|-----------|--------|
| 第1款 資本的収入 | 965 千円 |
| 第1項 企業債 | 0 千円 |
| 第2項 出資金 | 965 千円 |
| 第3項 補助金 | 0 千円 |
| 第4項 負担金 | 0 千円 |

支 出

| | |
|------------|----------|
| 第1款 資本的支出 | 1,930 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 0 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 1,930 千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,500 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,163 千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,407 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条　たな卸資産の購入限度額は、112千円と定める。

議案第 45 号

令和 6 年度笛吹市農業集落排水事業会計予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度笛吹市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 管渠延長距離 | 0 km |
| (2) 管渠管理距離 | 13 km |
| (3) 年間接続件数 | 0 件 |
| (4) 年間汚水排水量 | 55,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|------------------|-----------|
| 第 1 款 農業集落排水事業収益 | 61,838 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 8,529 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 53,309 千円 |

支 出

| | |
|------------------|-----------|
| 第 1 款 農業集落排水事業費用 | 61,838 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 58,274 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 2,640 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 624 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 300 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|---------------------|-----------|
| 第 1 款 農業集落排水事業資本的収入 | 28,080 千円 |
| 第 1 項 出資金 | 28,080 千円 |

支 出

| | |
|-------------------|-----------|
| 第1款 農業集落排水事業資本的支出 | 28,080 千円 |
| 第1項 企業債償還金 | 28,080 千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,033 千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,221 千円である。

議案第 46 号

市道廃止について

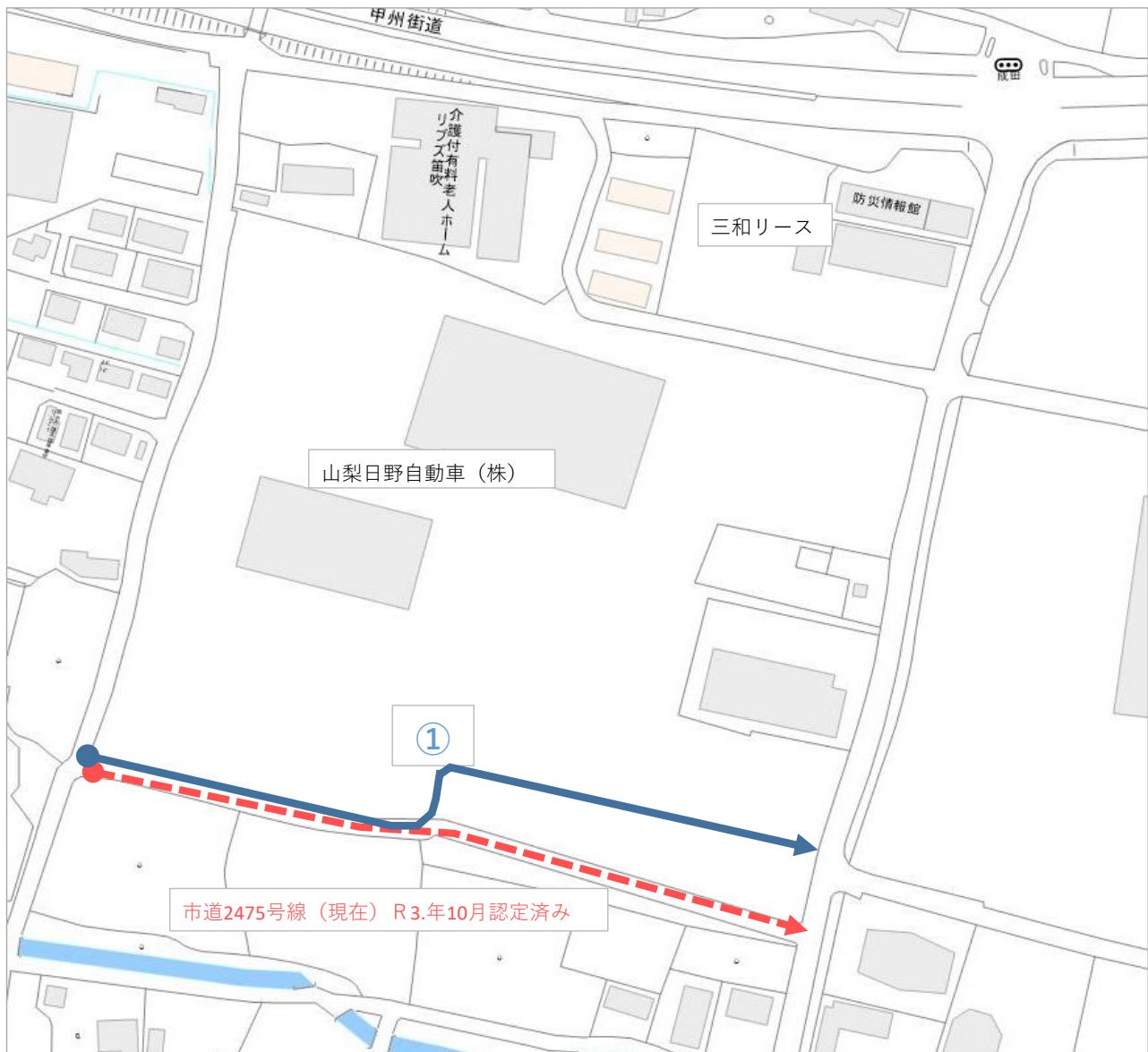
道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり市道を廃止したいので、
議会の議決を求める。

廃止路線

| | | | | | |
|---|----------|----|---------------------|----|--------|
| ① | 市道2475号線 | 起点 | 笛吹市御坂町成田字琵琶塚2339番地先 | 延長 | 231.2m |
| | | 終点 | 笛吹市御坂町成田字欠田2402番地先 | | |

廃止

①市道2475号線



議案第 47 号

山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり山梨県市町村総合事務組合規約を変更するものとする。

山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（別紙）

提案理由

東山梨行政事務組合、峠南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を新規に共同処理することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第 290 条の規定により議会の議決が必要である。これが本案を提案する理由である。

議案第 47 号 別紙資料

山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

山梨県市町村総合事務組合規約(昭和 51 年山梨県指令地第 6-53 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 条第 5 号に掲げる事務の項中「東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合」を「東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の別表第 2 第 3 条第 5 号に掲げる事務の項の規定は、その有効期間の始期が令和 7 年 4 月 1 日以後である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務については、なお従前の例による。

山梨県市町村総合事務組合規約(昭和51年笛吹市県指令地第6号の53)新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------|---------------------|-----|--------------|--|-------------|-----|---|----------|-------------|---------------------|-----|--------------|--|-------------|-----|
| <p>第3条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は、別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組合市町村の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する組合市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第4号までに掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3条第5号に掲げる事務</td><td>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合</td></tr> <tr> <td>第3条第6号掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務 | 共同処理する組合市町村 | 第3条第1号から第4号までに掲げる事務 | (略) | 第3条第5号に掲げる事務 | 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合 | 第3条第6号掲げる事務 | (略) | <p>第3条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は、別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組合市町村の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する組合市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1号から第4号までに掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3条第5号に掲げる事務</td><td>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合</td></tr> <tr> <td>第3条第6号掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> | 共同処理する事務 | 共同処理する組合市町村 | 第3条第1号から第4号までに掲げる事務 | (略) | 第3条第5号に掲げる事務 | 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合 | 第3条第6号掲げる事務 | (略) |
| 共同処理する事務 | 共同処理する組合市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第1号から第4号までに掲げる事務 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第5号に掲げる事務 | 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、峡南広域行政組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政事務組合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第6号掲げる事務 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同処理する事務 | 共同処理する組合市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第1号から第4号までに掲げる事務 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第5号に掲げる事務 | 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 東八代広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条第6号掲げる事務 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |

～第3条第11号に掲げ
る事務

～第3条第11号に掲げ
る事務